

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和5年12月12日（火）  
午前10時01分～午後4時28分  
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	小林 憲一 遠藤 ちひろ 上杉 ただし いじま 文彦	副委員長 委員 委員	いぢち 恭子 岩永 ひさか 三階 道雄
--------------	-----------------------	-------------------------------------	------------------	---------------------------

出席説明員	オンブズマン事務局長 (兼) 総務部検査担当課長 企画政策部長	片岡 千晴 鈴木 誠	市民自治推進担当部長 市民自治推進担当課長事務取扱 (兼) コミュニティ・生活課長事務取扱	田島 元
	企画課長	小形 雄一郎	行政管理課長 (兼) DX推進担当課長	大島 亮弥
	財政課長	赤松 勝也	情報政策課長	竹田 昂士
	総務部長	藤浪 裕永	総務契約課長	櫻田 芳恵
	人事課長	森合 正人	防災安全課長	柚木 則夫
	市民経済部長	磯貝 浩二	市民課長	松下 恵二
	経済観光課長	渡邊 哲也	観光担当課長	加藤 大輔
	保健医療政策担当部長	本多 剛史		
	公園緑地課長	長谷川 哲哉		

## 案 件

件 名	結 果
1 第91号議案 多摩市組織条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2 第92号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第93号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第94号議案 多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第95号議案 多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第96号議案 多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第97号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 第98号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
9 第99号議案 多摩市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
10 第100号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
11 意見交換会について	了承
12 特定事件継続調査の申し出について	了承
追加 所管事務調査の申し出について	了承・継続調査

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市総合オンブズマン条例の改正について	オンブズマン事務局
2 第六次多摩市総合計画について	企画課
3 「地域協創」の取組みと多摩市自治基本条例の一部改正について	企画課
4 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて（状況報告7）	行政管理課

5	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
6	地方創生臨時交付金の実績報告（令和4年度）について	財政課
7	多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	情報政策課
8	マイナンバーの紐づけに関する総点検の進捗状況について	情報政策課
9	令和6年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について	総務契約課
10	令和5年給与改定について	人事課
11	多摩市特別職報酬等審議会の答申について	人事課
12	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正予定について	人事課
13	戸籍法の一部改正に伴う広域交付等について	市民課
14	マイナンバーカードの状況について	市民課
15	多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況（報告）	観光担当 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
16	特定生産緑地の指定について	課税課 経済観光課 都市計画課
17	所管事務調査について	—

午前10時01分 開会

小林委員長 　　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第91号議案 多摩市組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 　それでは、第91号議案 多摩市組織条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料については、サイドブックの本会議の今定例会の市長提出議案のフォルダーの中に議案書がある。その議案書の9ページをお開きいただければと思う。また、新旧対照表の資料については、3ページから4ページが本件の該当ページとなるので参考に見ながらご審査をお願いしたいと思う。

本案については、基本計画の決定をもって先月からスタートした第六次多摩市総合計画の推進に向けた体制整備を行うため、地方自治法第158条第1項の規定に基づき多摩市組織条例の一部を改正するものである。

主な内容としては、企画政策部の事務の一部を分担し、市民自治を全庁的に推進する協創推進室を設置するとともに、この改正に合わせてくらしと文化部から企画政策部にコミュニティ及び市民活動の支援に関することを移すなど、くらしと文化部が分掌する事務の一部を企画政策部のほか市民経済部、都市整備部、環境部に移していく。

改正条例の施行については、令和6年4月1日を予定している。

詳細については、小形企画課長からご説明申し上げます。

小形企画課長 　それでは、私から、先ほど企画政策部長から説明のあった新旧対照表を用いてご説明をさせていただきたいと思う。41分の3ページ目をお開きいただければと思う。

今回の条例改正のポイントとしては大きく2点ある。まず1点目は、先

ほど部長からもあったとおり、市民自治を推進するための組織として、こちらの新旧対照表にもあるように、企画政策部に属する事務の一部を分担して処理するため協創推進室を置くという規定を条例第1条の2に設けるところである。併せて、この協創推進室が担うことを意図して市民自治の推進に関することを企画政策部の分掌事務に明示させていただくとともに、もともとはくらしと文化部の分掌事務であったコミュニティ及び市民活動の支援に関することを企画政策部の分掌事務に移すといった形である。

また、2点目については、新旧対照表の3ページ目から4ページ目までにページをまたがっているが、右下にくらしと文化部の改正前の分掌事務の記載がある。このうちマーカーがついている市民生活に関すること、あるいは町名地番整備に関すること、次のページに参って消費者の保護に関すること、これらは現状では組織規則の規定でくらしと文化部の中でもコミュニティ・生活課が所掌している事務である。先ほど自治の関係でコミュニティ及び市民活動の支援に関することを移した後のコミュニティ・生活課を考えると、本庁舎に一つの係とベルブにある消費生活センターという2つの係体制となり、規模の観点からも一つの課とするのは効率的ではないことから、こちらにある事務についてはほかの部に移管するものである。具体的には、消費者の保護に関することを市民経済部に、また町名地番整備に関することを都市整備部に移すことを考えている。

また、市民生活に関することについてはかなり幅広い広範な規定になっており、他市の組織条例等を見ても部の分掌事務として用いている例は少ないことから、条例上は削って具体的な事務である狂犬病予防や野良猫あるいは地域猫対策といった部分については環境部に、また市民葬や南多摩斎場関係などについては市民経済部が担うこととし、組織規則で規定する予定である。

最後に、本改正に伴って、多摩市町界町名地番整理審議会条例の第10条に審議会の庶務はくらしと文化部コミュニティ・生活課において処理するといった部分があるが、そちらが影響を受けることから附則による改正で審議会の庶務は都市整備部において処理する形に改めさせていただくものである。

小林委員長　　これをもって、市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員　　それでは、主に2点伺いたいと思う。今回の改正で協創推進室が置かれるということであるが、これまで市長の重点政策の一つとして健幸まちづくりがあり、健幸まちづくり推進室が置かれていたが、これは課相当ということで条例には定めがなかった。今回協創推進室に関してはこの健幸まちづくりと扱いが違うというか、これに関しては部相当であるから条例に位置づけるのだと理解している。私の理解では、どちらも市長の大変重要な政策課題であると認識しているが、このように定めが変わっていること理由を伺いたいと思う。

小形企画課長　　今ご質問のあった件であるが、もともと組織条例については、こちらの条例の第1条にあるが、地方自治法第158条第1項の規定に基づくものである。こちらの地方自治法の規定については、長はその権限に属する事務分掌をさせるため、長の直近下位の内部組織の設置及び分掌事務について条例で定めるものとするとしている。健幸まちづくり推進室については、健康福祉部という直下の部があり、その下にある組織であるが、今回の地域協創推進室については、市長直下に当たる部分として条例の中にもきちんと明確に位置づけているものである。

いぢち委員　　そのところを伺いたいが、もちろん健幸まちづくりであるから健康福祉部に置く、ただし今回また変わるわけであるが、であれば例えば地域協創であってもその部の下に置くこともできるわけである。それがなぜ健幸まちづくりと協創推進室で違うのか。健幸まちづくりに関しては特にその成立のときから政策監をお呼びして庁内横断的に行うということで部長より上のクラスを置き、まさに横断的な施策をするという位置づけだったわけである。それでも定めとしては課相当で、なぜ今回そのように扱いというか定めが変わってくるのか。もちろん、健幸まちづくりはただいま政策監の制度を廃止していることは承知しているが、そもそもの成り立ちから考えたとき、どうしてこのような差が出てくるのかを伺いたいと思う。

小形企画課長　　まず健幸まちづくりについては、今、委員からもお話があったとおり、もともと政策監を設置して推進してきたところ、今年7月に担当部長と

いう形にシフトしているところである。その上で、来年4月からは健幸まちづくり推進室については企画課のほうに統合していくといった形で考えており、その際には健幸まちづくりの担当部長については今健康福祉部に籍を置いているが、全庁の政策の推進といった中で企画政策部に籍を置くといった形である。これに伴い、健幸まちづくり推進室という組織と役職という部分があるが、組織については企画政策部の中に入ってくる形である。

一方、今回の協創推進室については、現状の組織でいくと企画課の中に市民自治の推進担当部長という職があり、またその下には担当課長といった職もある。それに加えて今回コミュニティ・生活課の中のコミュニティ関係が一緒になってくる中で、企画政策部にコミュニティセンターも入ってくる。全体調整が主な業務であったが、今回例外的にそういった個別の事務というか事業も含めてやっていく中で、一本の組織という形で立ち上げる中で協創推進室を、担当部長とはまた異なり、組織として設置する。もともとの経過もあり、そのような形に今回はさせていただいたところである。

いぢち委員

ストレートに私は理解できないが、今のご説明だと健幸まちづくりの場合はスムーズに健康福祉部の下に置けたのであるが、企画政策部の中にこれを置くのが適当でないということなのか。私が先ほどから伺っているのは、以前健幸まちづくりに関して市長は、これは自分が絶対にどうしても成し遂げたいことで1丁目1番地の政策だと言われていた。それだけのものであっても特に条例に定めはなく部相当にはしなかったのであるが、今回協創推進室は条例を改正して部相当で行っていく。その重要性というか位置づけの重みの違いがどうしても腑に落ちないので伺っている。これで最後にするが、このことに関して再度お伺いする。

鈴木企画政策部長 まず健幸まちづくりについては、成り立ちからしていわゆる政策監を置き全庁に横串を通して政策を進めていこうという形で進めてきたところである。今回、先ほど企画課長からご説明させていただいたとおり政策監を廃止して健幸まちづくり担当部署を置くが、基本的に全庁に健幸まちづくりが浸透してきたということで次のステージに移っていくために組織の形を変えさせていただいているところである。協創推進室については、こ

れから新たな考え方の協創を進めていくに当たりどういう組織形態で進めていくのがいいのか検討する中で、今回ご提案させていただく形が推進体制としてはいいだろうということである。その時々、健幸まちづくりの進め方、そして協創の進め方、それぞれの状況に合った形で組織体制を考えてご提案をさせていただいたところである。

いぢち委員 大変恐縮であるが、少し飲み込みにくい部分がある。というのは、今担当部長を置いたという形で言ってみれば位置づけが変わっているのはわかるが、最初、のときはまさに政策監を置いて全庁挙げてやるのだという位置づけであっても、その時点で組織上では変えなかったわけである。だから今回、例えば健幸まちづくり推進室が最初に組織条例も改正してここに置かれていて、今度からは政策監ではなく担当部長クラスのやり方になるので今度取り下げるといふのであればわかるが、そこ、のところがどうしても今のご説明では納得できない。これ以上お話ししても同じお答えかと思うが、位置づけの重みが違うという解釈しかしようがない。

もう1点、これも今さらの確認であるが、今回コミュニティ・生活課から、特にコミュニティセンターや老人福祉館がコミュニティ・生活課に置かれていて、この2点がそのまま地域協創のところに入っていくと理解している。そもそも老人福祉館というのはその名のとおり普通に考えれば高齢者福祉に関する施設であるが、これまでコミュニティ・生活課に置かれていて、それが今回コミュニティセンターと併せて協創推進室に入れられる。この2点について理由を伺いたいと思う。

小形企画課長 老人福祉館については、老人福祉館条例が昭和53年にできており、その際、の設置目的として老人の福祉活動を推進するために設けられた施設である。実際多摩市の組織の中での取り扱いとしては、実は平成元年に遡るが、その8月から生活文化部地域振興課、今で言うところ、と文化部のコミュニティ・生活課の所管という形で、老人福祉館とよく併設されている地区市民ホールを含めて地区複合施設ということで、ある種コミュニティ施設の一個として、くらしと文化部の中で管理運営がされてきたところである。

今回ご提案させていただいている組織改正では、コミュニティ・生活課



のうちのコミュニティあるいは老人福祉館の部分が協創推進室に入ってくる場所であるが、そこは何か大きく変更するのではなく、これまで同様セットと一緒に協創推進室の中に入ってくるという形である。

なお、老人福祉館と地区市民ホールでいくと、こちらはかなり前になるが昭和63年に関戸・一ノ宮に複合施設ということで地区市民ホールと老人福祉館がセットのものが開館しているが、その後平成3年にコミュニティセンター条例ができた際に、こちらの関戸・一ノ宮についてもほかの桜ヶ丘コミュニティセンターあるいは乞田・貝取コミュニティセンターと一緒にコミュニティセンター化され、今に至っているところである。そういった経過で、くらしと文化部の中でこれまでやってきたところである。

いちち委員 実際多摩市の中での運営や市民の皆さんのご活動・ご利用の仕方を見れば、今のご説明は非常にわかる場所である。

ただ、そうなってくると、今回の組織条例でどうのということではないが、協創推進室に入り、そういった位置づけでやっていくということだと、これは老人福祉館という名称もふさわしくないのではないかと。これはもちろんきちんと法律と条例で定めていることであるからこれを今変えるということではないが、少なくとも考え方としては協創センターなり何なり、そういった位置づけになっていくかと思う。そういったコミュニティセンターと老人福祉館の運営に関して、協創推進室に入れていくことで何らか今後変わることがあるのか、そのことで進めたいことがあるのか、これを最後に確認して終わりにしたいと思う。

小形企画課長 老人福祉館については、例えば連光寺にもあったが、そちらについては既に老人福祉館の看板は外して、今コミュニティ会館という位置づけになっている。そのほか現状老人福祉館は豊ヶ丘、東寺方、諏訪と3館あるが、豊ヶ丘については皆さんご案内のとおりその施設のあり方が検討がこれまでもされているといった部分、そして東寺方についても、コロナ禍で一回止まってしまったが、検討が進んでいる中で、今、委員からもお話があったように何分昭和53年にできた条例で当然高齢者の数も変わってきているし、そのときの高齢者と今の元気のある高齢者の皆さんとの違いもあり、その辺は今後そういった議論の中で検討されていくと考えている。

岩永委員       今のいちち委員の質問とかぶらないところで確認しておきたいが、室という形でこれまで組織条例の中で配置をしたことがあるのかが1点と、もし今まで何とか室というのを置いたことがあるとすれば、それはもしかしたら規則で、健幸まちづくり推進室のような形で置かれたこともあると思うが、これまでどのような形でそういう組織を置きながら施策を進めてきたのか教えていただきたいと思う。

小形企画課長   室という形でのいわゆる部相当といったところでいくと、これもかなり前の事例になるが、平成元年8月から平成11年7月末まで都市建設部の中に都市開発室を設置していたといった経過がある。それ以降は主に課という形で組織規則で位置づける課相当の組織として室を位置づけてきたところであるが、先ほどの質疑でもあったように、今回健幸まちづくり推進室を企画課に統合すると、今の多摩市の組織から室もなくなるので、今回改めて課相当ではなく部相当の組織という形で協創推進室を位置づけるものである。

岩永委員       その経過についてはわかった。企画政策部は全体の調整等を行うので、具体的な現場レベルの事業を抱える部としては、そこの中に置くよりも室として取り出したほうがよいのだろうという考えも理解はできるが、私としては、なるべく市民の方にわかりやすい名称を使うべきではないかと思っている。この協創推進室というのが耳で聞いたときに非常に捉えづらいというか、例えば健幸まちづくりというと、健康というと体の健康ということで、そういう感じのまちづくりを進めていくのだということですごくわかりやすいが、協創推進室の協創というのは、自治推進委員会の議事録を読んでも、市民の皆さんが音で聞いてすごく捉えられにくい、わかりづらい言葉だということもあるが、そういったところは何か議論されたのかどうか伺いたいと思う。

小形企画課長   今回の「協創」という言葉は、一般質問でもあったが字をいろいろな形で使っている自治体もある部分かと思う。少なくとも第六次総合計画でも基本計画の中では「地域協創」といった言葉を使わせていただいているが、まさにそれをこれから進めていこうとする中で「協創」というある種新しい言葉を使っていこうということで、今回この名称で条例を提案させてい

ただいたところである。

鈴木企画政策部長 補足させていただくと、例えば「きょうどう」という言葉も、岩永委員がご質問されたように、今、我々行政で使っている部分の協力の協の字に働くの「協働」、共に同じという「共同」もあるし、協力の協に同じという「協同」という部分もある。「きょうそう」についても、共に創るという「共創」という言葉もある。確かに音が同じ部分というところでどうなのだろうというようなところがあるが、私どもとしては、この考え方をを用いて今後の多摩市としてのまちづくりを進めていきたいというところにおいては、組織面にもきちんと置いてそういう考え方を進めていくのだというところを打ち出していくということで、今回この組織名にさせていただいたところである。

岩永委員 それは見解の相違であると基本的には思っているが、先ほどいち委員も言われたように、そこの中にコミュニティセンターが入っていたり老人福祉館まで入っているというところも含めてきちんと整理をしていかないと、協創推進室に何で老人福祉館が入っているのかも含めて、これはくらしと文化部の中でも同じだったかもしれないが、分かりづらい部分であったかと思っている。

協働というのいろいろな文字があると言われるが、一般質問のときにも申し上げたので繰り返しになるが、「協創」という言葉はまだまだ定着もしていないし、その概念自体も非常に分かりにくいということもあって、例えばここを「協働推進室」とやっても何らその効果には変わりがないのではないかと私は思っている。だから、その辺りについては、もちろん第六次総合計画を進めていくということもあると思うが、進めていったその先にこういった言葉を使っていくということだったらまだわかりやすいと思うが、私は非常にわかりづらくて捉えにくい部署だなと思うので、そのことは意見として申し上げておきたいと思う。

上杉委員 先ほど企画政策部長から発言があった老人福祉館を協創推進室の中に置くということであるが、これは市民との新しい老人福祉館をつくっていくという形では、新しい言葉として「協創推進室」「協創推進」という言葉が

あってもよいかと私は思う。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

岩永委員       私は、意見交換をさせてもらい、皆さん自身がどのように考えているのか、各会派の意向も含めてこの場で確認をしておきたいと思う。

小林委員長       本件について委員間の意見交換を行いたいとの提案があった。意見交換をすることにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       ご異議なしと認める。それでは、委員間の意見交換を行う。意見はあるか。

岩永委員       私は、意見というか、皆さんがこの「協創」や「協創推進」という言葉に対してどういう印象をお持ちなのかをこの場でぜひ聞いてみたいと思っている。私は、とても音として捉えづらいし、「協創推進」と言うときに一々説明をしなければいけない言葉だと思っているので、その辺り皆さんはどのように思っておられるのかを伺う。

上杉委員       先ほどからいろいろと「協創」という言葉について上がっているが、確かにこの言葉はいろいろな漢字で表現することができると思う。だが、今回やろうとしているのは市民との新しい地域での取り組み、老人福祉館の中で市民との新しい関わりをつくっていくことに関しては、この「協創推進室」というのはあまり聞き慣れない感じかもしれないが、こういった言葉があってもよいかと私は思う。

岩永委員       上杉委員は、協創というのは新しい取り組みと言われているが、どういう取り組みが展開されると想定するから、この「協創」という言葉がよいのではないかと思われているのか。もう少し詳しく聞きたい。

上杉委員       これまで市民が積極的に取り組んでこられなかったこと、老人福祉館だけではなく市政全体に関わることで市民の方たちの取り組みについて、市側としてもその発信がまだ少し足りないところもあったかもしれないが、今回この協創推進室を置くことによってその取り組みがさらに進んでいくのではないのかと私は思っている。どういうことを推進できるのかについ

ては、今具体的なことはない。

岩永委員

別に詰問するわけではないが、今の「協働」という言葉だとこういう部分に取り組みがなくて、「協創」という言葉に変わると例えば市の組織も市の動きもそして市民の動きもこう変わることが期待されるということが上杉委員の中にないの、「協創」と言葉を変えたら何か新しい取り組みが始まると何か根拠を持っているからそうやって発言されているのであるが、その理由が私にはよくわからないから、今のままで「協働」という言葉で例えば「協働推進室」という言葉だとどこがよろしくないとお考えになるのか。

もっと言うと、私は、市民自治推進担当部長というのはとてもわかりやすいと思う。多摩市が市民自治を進めるに当たって推進するための担当部長を設置するというので、市民が見たり聞いたりしたときにとてもわかりやすい名前だったなと思っている。だからどうなのだろうと思っている。せっかくだから、上杉委員は新人議員の方であるし市民感覚に近いと思うから、ぜひその視点でご意見を伺いたいと思う。

上杉委員

これまでの名前でもすごくよいとは思いますが、新しいことを始めるに当たってそこで名前も変えるというのは、市民の人たちから見ても、名前が変わったのだ、新しいことが始まるのだというところでわかりやすいのではないかと私は思う。

岩永委員

上杉委員の言われる、何か新しいことが始まるのだなということがわかるという感覚と感性をお持ちなのだということはわかった。そうしたら、もう一つ伺って確認しておきたいが、先ほど「きょうどう」という言葉にもいろいろな書かれ方があるということがあったが、例えば「きょうどう」というのは、共に同じ、協力するに同じ、あと協力の協に働くという、今使っている「市民協働」の協働等いろいろなものがあるが、全て日本語として存在する言葉である。「協創」というのは、はっきり言って共に創るというのも、協力の協に創造の創についても、この間市長も一般質問で答弁されていたが、造語である。それについてはどのように感じておられるのか。造語という点について、そういうものを例えば今回の組織条例ということではなく条例の中に用いて書き換えていくようなことについて、日本

共産党としてはどのように捉えておられるのかをぜひ伺いたい。

上杉委員

造語ということは岩永委員も一般質問の中で話をされていたが、漢字を見ればどういったことをやっていくのが捉えられわかるので、その部分については特に問題はないかと私は思っている。

岩永委員

漢字を見れば何をやるのかがわかるというのはかなり理解度が高い方なのかと思うが、協働の協に創造するというのを見て、それを見ただけで市が言おうとしている概念のところまでは、私は酌み取れないような気がする。協創とはどのような概念なのかをあえてこの場で上杉委員に聞こうとは思わないが、それを見ただけで多世代の交流というところまで読み込めるかということ、私は決してそのようなことはないのではないかと思っているので、疑問を持っているということだけぜひご理解いただけたらと思っている。

いぢち委員

せっかくの意見交換の場なので、私たちの会派でも、この組織条例に関しては結構議論になった。先ほどしつこく伺ったとおり、健幸まちづくり推進室があるが、それとの扱いの差がどうしても腑に落ちなかった。というのは、先ほどの小形企画課長の説明でも、市長直下の組織としてずっと同じ位置づけをするのだろう。だったら、端的に言って健幸まちづくり推進室はその発足のときから政策監まで置きながら、なぜそうではなかったのかということである。そこまでの意気込みがある協創推進室の「協創」という言葉、岩永委員がどうしてもそこに引っかかってしまうのは、そこまでの業務である協創というものの正体がかみづらいからである。

正直、私は会派の中ではこれまで地域委員会構想や地域担当職員構想に関して一番コミットしてきた立場としてわかるつもりではいたが、会派の中で議論があったとき、では、具体的に何なのかと聞かれて、私は答えられなかった。もちろん、これから始まることだから具体的なものはまだないということかもしれないが。確かに日本語は同音異義語が大変多いというのはそのとおりであるが、「協創」という言葉はなじみがない。今思いついてウェブ上を見てみたら、そういう言葉を使っているところはあるようであるが、ここに書かれている意味が多摩市で言っている意味と一緒かということ、それとも違うようである。ということは、上杉委員が言われるよ

うに、新しいことが始まるので新しい概念をつくるというのは珍しいことではないと思う。日本語にはそういう自由さがあるので、これまでもあったことかもしれないが、あえて申し上げると、新しい言葉をつくったことによって雰囲気的には新しいことが始まったように思えてしまう、だが、その中身は本当に何なのかがまだわかりづらい、そういった私たちの段階である。

行政側は、これを進めておられるので、こういうことをやるのだとビジョンがわかっておられるのかもしれない。だが、私たちはそこがまだつかみ切れなくて、それなのに組織条例にはこういった位置づけをしていく、この名前も定着するというようにどうしても若干の違和感があるのは否めないところである。だから今回の組織条例は認められないということではないが、このような条例の改正によって何を成し遂げたいのか、私たちは非常に注視していかないといけないと思っている。

いいじま委員 自民党としては、この名称について話し合ったときに意見が出た、自分個人的には例えば市民自治推進室、あくまでも多摩市としては市民自治推進をしてきたわけで、市民自治推進室で、さらに協創をそこで目指すという形でもよいのではないかと思ったりもしたが、会派のメンバーから、市長が今回「協創」ということを挙げてそれを目指してやりたいのであれば、別に名称としては「協創推進室」でもいいのではないかということで、特に私どもの会派としては反対するものではない。

ただ、この「協創」とは何かと、後で協議会の中で資料が出てくると思うが、それを見ると「多世代にわたる参画、多分野における協働が創出されることで誰もがつながり合えるコミュニティが生まれ、これが広がりを持つことによって様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力や地域の価値が創造されることを言う」とあるが、正直これを読んで自分は理解が全くできていない。これからどういうことを目指すのか、市からも考え方をいろいろと教えていただきたいと思っている。

「協創」という言葉は、単純に見ると私もやはりわからなくて、協力して創る、これは創生の創ということで、協力して何か新しいものをつくっていくという意味が強くあるかと思うが、新しいコミュニティをつくって

いこうという意気込みはすごく感じるが、自分のように古くから多摩市に住んでいる人間にとっては、これまで近所で一生懸命やっていた自治会活動といったものがあるわけで、古いものもぜひ大切にしてもらいたい、そういうところはどうなるのか。自治会等今あるものの支援をしてくれなくて新しいものだけやってもらっても、市民にとっては納得いかないのではないかと、自分でも思ったりしている。ただ、今回の名称については、先ほども言ったが反対するものではない。

遠藤委員

当会派としても議論があった。皆さんからお話があったように、確かに「きょうそう」という音、日本語は表意文字であるので漢字から意味がわかるという意味において「協創」の共に創るというその文字からの意味は伝わってくるが、ただ、音にしたときに「きょうそう」という場合はコンペティション、レースで走るときの競争、あと滋養強壮等いろいろわからないこともあるだろうということから、漢字にするときはいいと思うが、言葉にするときには補足をして、「協創」と言ったときに、これはこういう意味で、新しく多摩市役所として掲げている文字である、概念であるということも付記されるのが望ましいということは申し添えておく。

三階委員

我々もそこまで真剣に議論はしていないが、雑談的に少し話したところである。実際今、遠藤委員が言われるとおりの「きょうそう」と耳で聞いただけではほかのものと勘違いをすることも確かにある。文字としてお聞きしたときにはそれほど悪い造語でもないという意見もあった。逆に注目を浴びていいのではないかというような少し前向きな捉え方をしているところもあった。市民自治云々についてであるが、今後のことについて、少子化というか人口が減ってくるという部分については、あまりにも協働ではないが地域・市民を当てにしている感じを持つ。

今後は、若い人たちにとって枠組みが変わってきている。自分の趣味とは言わないがそういう形でのつながりというか、これはもう地域ではなくなっているつながりで、今の若い人たちは特にそうなのではないかと思っている。そこに役所関係が求めても対応できないのではないか、「嫌だ」と言うのではないかと危惧するところであり、そのような地域での枠組みは、どちらかという小学校のつながり、あとは強いて言えば防災くらいであ



り、そのほかは思い浮かばない。その辺だったら市民、若い人も納得するのであるが、ほかの部分については、なかなかそこまでは手に負えないといったところがある。今後の協働のあり方については、もう少し考えていかななくてはいけないと思っている。その点については新たに変わっていかなくてはいけないのではないかと本当に思っていて、そのような部分については、言葉を少し変えたということについて説明から入らなくてはならないかもしれないが、ちょっとしたきっかけになればと、私は前向きに捉えてもよいと思っている。会派でしっかりとmondではいけないが、文言によって逆にそこまで大きく変わるきっかけになればよいと思っている。その程度の少し雑談的な話はした。

岩永委員

私は皆さんが今言われた意見はもっともだと思っていて、組織条例は12月に出ているので、4月までの準備を考えると、4月から新しい組織体制でやりたいということを考えると、私たちが今この段階で組織条例そのものを否決することは難しいと思っていた。ただ、「協創」という言葉の概念の難しさは一定程度この場でも共有ができたかと思っているので、それについては市側に任せるだけではなく、私たち委員会の中でもきちんとどういうものなのかを議論していったほうがよいだろうと思っている。

ただ、私個人的には、「協創推進室」のこの「協創」という言葉を本当に使ってしまったていいのかと思う。規則の中で健幸まちづくり推進室があったのを知っていたので、そういうやり方もあったのかと思うが、今出されてしまった限りではそれを議論しなければいけないので、もし皆さんの合意があれば修正という形もあるかと思ったが、それについてこの場で修正案を出すのは少し難しいと思ったので、私は私で、この条例については今の段階では急いで賛成することはできないという立場を取ろうかと思った。

小林委員長

ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

意見なしと認める。これで委員間の意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第91号議案 多摩市組織条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第92号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第92号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定についてということによろしく願います。

本条例については、公務員等の懲戒免除等に関する法律の規定に基づき、平成元年3月に制定をいたした条例である。現在在職する職員でこの条例の対象となる職員はおらず、条例の所期の目的は達成されていることなどから、条例そのものを今回廃止したいというものである。詳細については、人事課長から説明させていただく。

森合人事課長 それでは、改正内容について説明させていただく。本案は、昭和天皇の崩御に伴う国家公務員の懲戒免除等と同様の措置を講ずるため、地方公務員法の規定に基づき昭和64年1月7日より前の職員の行為によって平成元年2月24日より前に職員が受けた減給または戒告の懲戒処分と、昭和64年1月7日より前における事由による職員の賠償責任に基づく債務をそれぞれ将来に向かって免除することを定めた条例である。現在在職する職員でこの条例の対象となる職員はおらず、条例の所期の目的は達成されていること、また、附則において経過措置を設けることでこの条例に基づく免除が条例の廃止後も有効となることから、条例そのものを廃止するものである。

ちなみに、この条例の対象となる懲戒処分については、減給5件、戒告2件、都合7件になっている。対象となった職員の最後の退職については、平成15年度で退職しているもので、現在はいないことになる。それから、

公務員の懲戒免除については過去3回実施されており、1回目は昭和27年の平和条例の発効、2回目は昭和47年の沖縄復帰、3回目が平成元年の昭和天皇ご大喪となっている。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員 1点だけ確認であるが、こういう条例というのはつくれということと言われるものなのかどうかだけ確認しておきたいと思う。

森合人事課長 まず懲戒処分の免除については、政府で恩赦の政令が発令され、その政令に基づき、公務員等の懲戒免除等に関する法律に基づいて各自治体の条例で定めることによって免除ができることになっているので、そういった手続に基づいて過去3回行われていることになる。

岩永委員 ということは、各自治体によってはこうした条例をつくらないという選択もできるのかどうか、それを必ずしもやらなくてもよいのかどうか、その辺りだけ確認しておきたいと思う。

森合人事課長 基本的にはどの自治体も制定をしていると認識している。できる規定かどうかと言われるとそうではないのではないかと、そのところまで詳細には確認できていないが、基本的にはどの自治体も制定しているところである。

岩永委員 私が思ったのは、その条例をつくらなくても免除ができるのかということではなく、免除する必要がない場合は政令があつたとしても別に免除してあげなくてもよいかと思ったのであるが、その辺り私はよくわからないので、どうなのかと思った。

森合人事課長 今回の時点でそこまでの確認はできていないので、後ほど確認をさせていただきます。

岩永委員 今回の条例の可否には関係ないところであるので、また調べていただいでわかったことがあれば、今後の参考にもしたいので、教えていただきたいと思う。

いぢち委員 今のご説明で「恩赦」という言葉が出てきたので、一つだけ。戦前はともかく、戦後の象徴天皇制の中で「恩赦」ということはどのように位置づけられているのか、どういう考えのもとに、今ご説明あつたとおり政令が

出て、法律が出て、条例になっているのか、そのところについて何らか  
知見があればお伺いしたいと思う。

森合人事課長　　なかなか難しい質問かと思っている。詳細にはなかなか難しいかと思  
うが、例えば懲戒処分の免除の恩赦の政令だけではなく、これまで幾つか政  
府でもその恩赦に関する政令等々の発令は出てきている。

ただ、先ほど説明させていただいた中で、今回の公務員の懲戒処分の免  
除においては過去3回となっているので、それぞれ、その時々状況を含  
めて政府で判断して、状況に応じてそういった政令等を出していただい  
ているものと認識しているの、私どもでどこまでお話をさせていただけ  
ばよいのか非常に難しいと思っている。

上杉委員　　1点質問をさせていただきたいと思う。日本国憲法の第4条に、「天皇は  
憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」  
と書かれているが、恩赦を与えてしまうことでこのところに抵触してし  
まうのではないかと考えるが、そのところの部分についてどのように考  
えるか教えていただければと思う。

森合人事課長　　これもまた非常に難しい質問かと思っている。ただ、我々としては、公  
務員の懲戒免除については、政令または法律に基づいて各自治体が条例で  
定めて手続を取って対応させていただいているので、基本的には全て適正・  
適法になされている手続であると認識しているところである。

小林委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長　　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第92号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職  
員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定に  
ついてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸  
君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第93号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、第96号議案 多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 では、第93号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について以降ということで、一括でよろしく願います。

まず第93号議案についてであるが、本件については、本年10月1日からの東京都最低賃金の引上げに伴う対応並びにパートナーシップ宣誓制度への対応を図るため、配偶者に関する見直しを行いたく、条例の一部改正をするものである。

次に、第94号議案から3件ということで第96号議案までであるが、こちらについては、さきの第93号議案同様にパートナーシップ宣誓制度への対応を図るために条例の一部改正を行うものである。詳細については人事課長から説明させていただく。

森合人事課長 まず第93号議案についての改正内容である。改正内容としては主に2点ある。まず1点目として、東京都最低賃金の引き上げを受け会計年度任用職員の補助スタッフの一部職種の報酬単価を改定するというところになる。本年10月1日より東京都最低賃金が「1,072円」から「1,113円」に改定され、また、多摩市公契約条例に基づき定めている労務報酬下限額が「1,109円」から「1,113円」に改定されたことから、会計年度任用職員の補助スタッフのチャレンジ雇用職員及び短期事務補助員の報酬単価についても「1,113円」に改定するものである。

また、教育活動指導員及びスクールサポートスタッフについても引き上げ改定を行う。これらは、東京都の令和5年度の補助額の上限が時給「1,140円」に改定されることに合わせ、時給「1,090円」から「1,140円」に引き上げ改定となる。

なお、東京都最低賃金が本年10月1日から改定されていることから、

本条例も本年10月1日に遡及して適用することになる。

次に、2点目についてである。パートナーシップ宣誓制度への対応を図るため、介護休暇及び育児休業関連において、扶養親族等に認定される配偶者に関する規定について、パートナーシップの相手方として、多摩市及び東京都等のパートナーシップ宣誓制度を利用し宣誓した者で、同居し、かつ生計を一つにしている者を含める改正を行うものである。

なお、この規定の施行は令和6年1月1日を予定しているところである。

続いて、第94号議案についてになる。多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。具体的な内容については、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限に記載されている配偶者部分にパートナーシップ関連を追加するということになる。

続いて、第95号議案 多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。第3条の育児休業法第2条第1項の条例で定める特例の事情、当該子について既に2回の育児休業をしたことのある場合についてのところである。その規定中における配偶者部分にパートナーシップ関連を追加ということになる。また、第4条の育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情の規定中の配偶者部分に同じくパートナーシップ関連を追加しているところである。

第96号議案 多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。この条例の第2条の用語の意義、第6号及び第7号の扶養親族、遺族の規定中の配偶者部分にパートナーシップ関連を追加するということである。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより4案一括で質疑に入る。質疑はあるか。

上杉委員 第93号議案の賃金のところで質問させていただきたいと思う。今回最低賃金が引き上げられたということで、それに合わせて市は会計年度任用職員の方の賃金も上げられたということであるが、今物価高騰が続いている中で、最低賃金は上がったが物価の引き上げに賃金が追いついていないという状況がいろいろなところで報道されているが、この最低賃金にプラスアルファで多摩市として給料を支払っていくことは検討はされなかった

のか。

森合人事課長　　今回改定させていただいている主なその比較というか内容については、先ほどご説明させていただいたとおり本年10月1日に改正された東京都最低賃金によるものがメインとなっている。それ以外のものに関して、あるいは今回改定させていただいているほかの職種の単価については、改めて他市の状況等を含めて、必要とあらば来年3月のところで改めて条例を上程させていただくようなことを毎年度検討させていただいているところである。

上杉委員　　ぜひとも前向きに検討していただければと思う。そのことを言って終わらせていただく。

岩永委員　　同じところであるが、今回その報酬の単価を見直すことによって財政的にはどれぐらいの影響額というか増額を見込んでいるのかという試算をもしお持ちであれば伺いたいと思う。

森合人事課長　　今回東京都の最低賃金の引き上げに伴って改定させていただいているところであるが、大きく報酬単価等アップではないので当初予算の中で基本的には支出できるような形であり、特段影響額については今持ち合わせていないところである。

上杉委員　　パートナーシップ宣誓制度に伴って今回この4つの条例が改正されるということであるが、これ以外のもので積み残しはないのかお聞きしたいと思う。

森合人事課長　　今回の条例で規定しているもの以外で、例えば慶弔休暇、子の看護休暇、いろいろな休暇関係を含めてパートナーシップ関連がある。それは規則で規定しているものになるので、この条例改正と並行して、併せて規則改正もさせていただいている。したがって、基本的に配偶者関連にパートナーシップ関連を追加するというものに関しては全て12月中に整理させていただいて1月1日から適用するというので今手続を進めているところである。

小林委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第93号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第93号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決をする。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより、第94号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第94号議案 多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより、第95号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第95号議案 多摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第96号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第96号議案 多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。



(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第7、第97号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第97号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということによりお願いする。

本件については、地方自治法の一部改正に伴い引用条項の変更を行うこと、並びに多摩市下水道事業管理者の規定の削除をするものである。詳細については人事課長から説明させていただく。

森合人事課長 第97号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。主な改正内容は2点ある。まず1点目は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことに伴い、当該条例において引用する法の条項番号を改正法に合わせて改めるところになる。

2点目については、多摩市下水道事業の設置等に関する条例の改正により、多摩市長が下水道事業の管理者の権限を行うことになることから、下水道事業管理者に関する規定を削除するものである。削除する項目については、免責する額を算出する際に使用する係数が規定されている条文中から下水道事業管理者を削除するところになる。

なお、改正条例の施行は令和6年4月1日を予定しているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第97号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本

案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第8、第98号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第98号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでよろしく願います。

本件については、健幸まちづくり政策監の廃止を踏まえて、この規定を削除すること、また、多摩市下水道事業の関係ということで、下水道事業管理者の規定を削除するという内容になっている。詳細については人事課長から説明させていただく。

森合人事課長 第98号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。本条例で規定している職のうち、多摩市特別職の指定等に関する条例に規定する特別職の職、健幸まちづくり政策監及び下水道事業管理者の職に係る規定を削除するというところになる。

改正条例の施行については、令和6年4月1日を予定しているところである。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第98号議案 常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第9、第99号議案 多摩市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪総務部長 第99号議案 多摩市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでもよろしく願います。

本件については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正を受けて、本条例の一部を改正する内容になっている。詳細については防災安全課長から説明させていただく。

柚木防災安全課長 今、藤根総務部長からあったとおり、今回の改正は国の法律改正を受けて改正するものである。資料であるが、議会のサイドブックの本会議、令和5年第4回定例会、市長提出議案、一部改正条例新旧対照表（参考資料）の18ページから21ページが、空き家条例一部改正条例の新旧対照表になっている。

具体的には、国の法律の改正前は、法律の第14条、特定空家等に対する措置の部分を用いていたが、この条項自体が国の法律改正によって第22条に移動したため、引用元の条項ずれが生じていることから、今回改正するものである。加えて、今回の法律改正の内容に合わせて、ページの18ページ、第8条、実態調査のところになるが、所有者の責務強化ということで、必要により空き家等の所有者等に当該空家に関する事項について報告を求めることを追記している。併せて21ページのところにも、条例の第11条、立入調査等の部分についても同様の表記をつけさせていただいている。

また、20ページ、条例第10条のところになるが、特定空家等に対する措置の部分のところ、代執行に要した費用を徴収する旨をあらかじめ公告する旨を、法律の改正に合わせて改正を行う予定である。

なお、公布の日は、議決をいただいた後に速やかに公布して施行していきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

上杉委員 行政が代執行を行うまでの手続にはどのようなものがあるのか教えていただければと思う。

柚木防災安全課長 代執行までの手続というところであるが、まず市民の方を含め住民の方から、家の隣が空き家になっているという相談をいただく。その後市の職員が現地を見に行き、いろいろと所有者の方を特定して改善のお願いをしていく。その改善がなかなか見えないとなると、具体的に専門家を例えば土地家屋調査士や不動産鑑定士といった方にも場合によっては依頼した上で実態調査を行う。実態調査を行った後、特定空家に認定するかしないかの審査会にかけて、審査会で認定されれば、その後また改めて再度の立ち入り調査を行う。その後所有者の方に助言指導や勧告を行うわけであるが、それでも改善が見られず所有者にやっていただけない場合には行政が代執行するという流れになる。

上杉委員 建物の持ち主との連絡がつけばというフローだったと思うが、その連絡がつかなかった場合のフローはどのようになるのか教えていただければと思う。

柚木防災安全課長 現地に行ってもなかなか連絡がつかないということであれば、国の法律等で、課税情報を利用して所有者を探していくことも一定程度許されているので、そういったところを使いながら粘り強く所有者を特定していくという形で今動いている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第99号議案 多摩市特定空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第10、第100号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 第100号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてである。本件については、皆様ご承知のとおり都市計画税は都市計画事業や区画整理事業に活用する目的税である。税率については、条例の本則において0.3%となっているが、実際の適用に当たっては、活用事業量等を踏まえながら3年ごとに附則において適用税率を定めている。現在の適用税率が今年度末で期限を迎えることから、来年度令和6年度から令和8年度の税率について、今後の事業量等も含めて検討させていただいた中で、引き続き0.2%の税率が妥当であるということで今回提案させていただくものである。

小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

遠藤委員 条例本則で今おっしゃったように0.3%が都市計画税率、現在は0.2%に今下げているということであるが、この本則からの記載を大幅に下回る税率に現在している、またしてきた背景をお答えいただけるか。

磯貝市民経済部長 冒頭にも申し上げたとおり、都市計画税については目的税である。こちらは活用する事業等があって、当然この税率を定めているものである。何年度からか忘れたが、平成20年度の前ぐらいから充当事業、活用する事業費と比較して都市計画税原資が上回ってきているという状況もあった中で、平成24年度以降は0.2%でずっときている。こちらはあくまでも活用事業費との見合いで税率については決定させていただいているということでご理解をいただければと考えている。

赤松財政課長 今、市民経済部長から説明があったが、少し補足的な部分で説明すると、平成17年度頃から都市計画税の部分がオーバーフローという形で充当事業よりも税収が多く入ってきたということがまず背景としてあった。その当時税率を0.23%という形で設定していたが、税収ベースに直すと年間約19億円程度毎年税収に入っていたところである。先ほども説明があったが、基金に積み上がって行ってオーバーフローの状態になっていき、あ

る程度積み上げてきたというところも背景としてあったので、税率の見直しをするということで、基金の状況も踏まえて平成24年度からは0.20%という形に改定させてもらったという経過がある。

遠藤委員 前にもやった話だが、0.2%に下げた後に都市計画税の用途の拡大とか緩和があったと思うが、その後に都市計画税を充当できる幾つもの事業があった。例えば多摩東公園やパルテノン多摩もそうである。億単位でお金を使う事業が続いたわけであるが、このときに3年置きとはいえ新たな用途が発生したわけであり、そういう意味で見直しのタイミングがあったと思うが、その際に維持した理由は何か。

赤松財政課長 税率の部分で維持した都市計画税だが、0.20%で設定をさせていただいたのに、今のところ毎年都市計画税の税収は約17億円前後の税収としてという形で推移している。あと、税収と充当した事業の事業費の部分との兼ね合いで、先ほども経過で触れたが、過去にその税率が0.23%のときにオーバーフローで基金を積んでいったという経過もあったので、税収として確保させていただいたものについては、なるべくきちんと事業費に充当していくという考え方がまず前提としてあったので、その間については、その充当事業の事業費と税収とのバランスを考えて、税率の部分については現行の0.20%という形で回答してきたという経過がある。

磯貝市民経済部長 補足になるが、これまでも都市計画の運用指針等の見直しがあった中で活用の幅が広がってきて、いろいろなものに充当していけるようになったとは認識している。一方で、あくまでも都市計画の事業認可を得たものという中で、当時その活用の幅が広がった中でも都市計画基金というのは一定程度積み上がっていたかという認識している。大幅に活用するパルテノン多摩の工事が始まるあたりでは50億円近くまで基金があったかと認識している。その段階でも、当時今後の事業量等を踏まえて、あくまでも都市計画税はその年度に入ってくるものだけで賄うものではない。基金や借入れを行い後年度で都市計画税を活用していくものもあるので、活用する経費等を全て勘案しながら当時も都市計画税率は決めていったものと認識している。

遠藤委員 これからの話、次の3年間の話になるわけであるが、今後大きな財源を

使う建築物としては、本庁舎が100億円ぐらい、多摩第三小学校やコミュニティセンター、福祉センター、もう少し先へ行くと下水道の話や清掃工場が出てくると思う。もう一回確認するが、都市計画税の充当が可能な箱というか建物とできないものというのは、今私が申し上げて並べたもので言うと、どこができてどこができないのか、また、その理由というか、要するに都市計画事業になっているかなっていないかだと思うが、その辺もう少し詳しくお願いできるか。

鈴木企画政策部長 今申し上げられた中で、本庁舎と小学校については都市計画決定をしていない。いわゆる都市施設ではないので、都市計画税は充当できない。ただ、下水道事業、あと清掃工場の今後の建て替えについては、都市施設として位置づけられているので、都市計画事業として事業認可を受ければ充当ができるところである。

遠藤委員 藤原議員やほかの方もいろいろ議論されていたが、今後のそういったもろもろにかかる費用に対して、先ほど磯貝市民経済部長がおっしゃったように基金がある。公共施設の基金や都市計画基金の残高があるわけであるが、しかしながら一般財源を充当しなくてはならないものも相当にあるわけで、鈴木企画政策部長もおっしゃっていたが、今後そういった一般財源持ち出しに備えての基金の積み増し、起債の抑制、公債の繰り上げ償還、そういった後年度負担の軽減を行うべきで、備えておくことが必要だと、特に個人住民税が上がっていくことはなかなか考えにくいわけだからという議論があった。

私としては、引き続き本市がこれから3年間、また全国最低水準の0.2%でよいのか考える時期が来ているのではないかと考えている。例えば隣の町田市は0.24%から0.27%への改定に踏み切った。こういったことを踏まえて、今後のお考えをお聞かせ願う。

鈴木企画政策部長 令和4年度末で都市計画基金が5億7,000万円にまで減っている。先ほどの磯貝市民経済部長からの答弁のように50億円を超えていた時代があったが、多摩中央公園、中央図書館といった計画事業に充当してきた関係で基金残高が減り、今年度末は都市計画基金が3億円を切ると考えている。逆に、これから大型の都市計画事業がしばらくないところであるの

で、ある意味この3年間についてはその分都市計画基金に積み増しをさせていただいて、その上でその次の事業に備えていく3年間だと考えている。ただ、今後の中でどういう形で都市施設としての決定等々ができるかという部分もあるので、新たな活用の方策を今後探っていく。

ただ、物騰がかなり上がっているということで、単純に今予定している都市計画施設である道路、公園、下水道等々の改修においてもそれなりの金額がかかると考えているので、それについて今後試算をしながら、どのような税率でいくのがよいか検討していきたいと考えている。

小林委員長 ほかにも質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第100号議案 多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決をする。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第11、意見交換会についてを議題とする。

本件について、今年度の議会報告会または意見交換会については常任委員会単位で意見交換会を行うことが議会運営委員会で確認されたことに伴い、多摩市議会基本条例第15条第3項及び多摩市議会が行う市民意見の把握等に関する実施要綱第7条第1項に基づく意見交換会を行うことについて協議したいと思う。

それでは、お手元に配付した意見交換会の開催報告及び委員派遣承認要求書(案)のとおり、意見交換会及び委員の派遣について確認をする。日時は令和6年1月25日午後6時から、場所は桜総合管理株式会社、対象は多摩センター商店会、目的はコロナ禍とコロナ後における商店会の状況について聴取し多摩センターの活性化について共有するため、経費は0円



である。

以上の内容で意見交換会の開催及び委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長　ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。次に、日程第12、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長　ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。この際暫時休憩する。

午前11時34分　休憩

---

(協 議 会)

小林委員長　ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会番号1、多摩市総合オンブズマン条例改正についてを議題とする。

市側の説明を求める。

片岡オンブズマン事務局長　これは3月に総合オンブズマン条例の改正を出ささせていただきたいので、それについての事前の情報の提供である。

主な改正。真ん中の改正内容のところをご覧ください、主な改正というのが、第9条にオンブズマンの組織が「1期に限り再任することができる」とあるのを「再任を妨げない」と改めさせていただきたいというものである。そのほか、第2条の定義と1条のものについては、第2条は、今回まとめて出している下水道条例の改正に伴う文言と、第1条についても文言の調整である。

戻ってオンブズマンの組織について、もともと任期が長ければ安定性や継続性を保つことができるが、一方で任期をある程度短くしたほうが新たな視点によって多様な人材を登用することができる。長いことによるオンブズマン自身の負担も考慮し、さらに当時前身の福祉オンブズマンのスタートのときに、先行の自治体は川崎市のオンブズマンだったので、川崎市

の中でも「1期に限り」とあるのでそれも参考に踏まえつつ、こちらの「1期に限り」を選択したものである。今回の改正の理由が、申し立て案件が複雑化・長期化しており、安定性・継続性がより重要になってきた。そして、オンブズマンの相互理解のための研修や総合勉強会、周知活動などに幅広くご活躍いただいている。また、多摩市は調査対象の幅が広く、協定を結んだ民間福祉事業所も対象とする。これと同じことをやっているのは国立市であるが、多摩市の協定事業所が200超えなのに対し国立市は大体その10分の1で、実質多摩市のオンブズマンが一番幅の広いオンブズマンである。ということは、経験の蓄積がとても重要になってくる。

また、4番の採用条件が厳しいのが、オンブズマンの公正中立は当然であるが、それに加えて公正中立だと周りから見えるということも重視しており、例えば多摩市内に住んでいる方、事業所を構えている方は全部外し、本当に何のしがらみもない方を登用している。同様に市の審議会の委員をやっている方、法律相談員をしている方、そういう行政に理解の深い方たちも全部そちらは降りていただいてオンブズマンをお願いしているので、要するに人を探すのが大変難しい。そして勤務時間が長いということで、週2回で24時間である。多摩市以上に長い自治体もあるが、それは人口が多摩市の何倍もあるような100万人～150万人規模の自治体のみで、多摩市と同規模の自治体でこれだけ勤務時間が長いところはほかになく、採用に難しさを感じているところである。以上により、オンブズマンの再任を妨げないという形に改めたいと思っている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 私は1期に限り再任することができるというのが結構大事かと思っていた。それはオンブズマンという性格を考えると安定性や継続性が求められると思うが、この一文を入れておくことでオンブズマンの性格や性質がわかるのではないかと思っていた。逆に言うと、その任期を例えば3年を5年にするという形にもできたかと思ったが、その辺りは議論されなかったのか。

片岡オンブズマン事務局長 任期は大体どこも2年か3年で、こここのところ確かに任期を延ばすことによって安定性が保てるという考え方はあるが、一方でオン

ブズマンの負担も出てくる。これはオンブズマンに必ず継続してやっていただきたいというのではなく、どちらかという結構負担が多く、1期で辞めた方もおられるので、最初から4年や5年と長くすることでそれのためらってしまう方もいるかもしれない。多摩市の場合は違うが、ほかの自治体で弁護士会からの推薦でオンブズマンを任命しているところが、負担が大きいから2期までにしてくれと向こうから申し入れがあったくらいで、本当にどれくらい引き受けてくださるかわからないという中で、任期は3年のままにして1期、ただ再任を妨げないという形にさせていただいている。

さらに言うと、なぜ1期かという、先ほど先行自治体を参考にしたと申し上げたが、多摩市も独自の考え方で平成10年に多摩市附属機関等の設置運営に関する要綱というのがあり、その中では委員は8年を超えないという規定があった。それは今自治基本条例の施行規則の中に引き継がれている。当時これから市民協働が始まる、市民参画が始まるという大きな機運の中で、同じ人に委員を務めてもらうのはよくないので、とにかく新しい考えをどんどん入れるために限ろうという形にしたものである。実はスタートの段階では学識経験者その他についても皆8年以内という発想でしていたものであるが、現実には今見ると公募の市民についてはその規定を適用しているが、学識経験者や職に関するものとなると、余人をもってかえがたしということで8年を超えているのが幾らでもあるわけである。

一方で、オンブズマンになぜその附属機関の設定をしたかという、オンブズマンは第三者機関として、今5つの行政機関があるが、第6の行政機関として立てるべきだという議論もあったが、現在の地方自治法の中では附属機関として設定するしかない、附属機関であるからにはこの8年の規定は適用すべきであろうというところもあってスタートしたが、今申し上げたように附属機関と言っても、それは附属機関という形をとったのであり、いわゆる附属機関とは違う、そして専門性はオンブズマンはかなり高いということで、この適用は外してもよいのではないかと考えたものである。

岩永委員

ご説明が大変よくわかってよかったと思っている。本当にオンブズマン

の成り手がなかなかいないという話、あと大変だという話は聞いたことがあったのできっとそのとおりなのだろうと思ったが、意外とこの1期に限り再任することができるというのが客観的に見ると文言としては結構大事かと思ったので、事情はわかったが、このあたりのことをどのように工夫できるのかと考えていたのでお伺いした。

片岡オンブズマン事務局長 工夫ということになると、現実にオンブズマンの任用のときに議会の議決を必要としているので、今のところは再任を妨げないとはしながらも、2回までか、3期務めると9年であるので、それを超えて10年以上というと事務局よりも誰よりも長くなるという部分があるので、本当にそれが望ましいのかどうか、そのときそのときで議会での議論もお願いしたいと思っている。実は過去にこの例があり、福祉オンブズマンが総合オンブズマンになるときに、そのとき福祉オンブズマンだった方にもう一度総合オンブズマンと任命することでリセットして合計11年務めていただいた。それで、多摩市のことについて大変詳しく、本当によい成果が上がったと思っている。本当に長いほうがよいのか新しいほうがよいのか迷うところではあるが、できる規定にしておいて、その都度議会での議論をお願いできたらと考えている。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議案件の2つ目、第六次多摩市総合計画について、市側の説明を求める。

鈴木企画政策部長 案件の2番目から8番目が企画政策部の案件となっている。今後は直接課長からご説明させていただくという流れでよろしいだろうか。それでは、2番目の第六次多摩市総合計画について小形企画課長からご説明させていただく。

小形企画課長 それでは、私から第六次総合計画についてご説明させていただく。資料としては、協議会の2のファイルをお開きいただければと思う。

第六次総合計画については、市議会の特別委員会においても8月30日に基本構想の案や基本計画の素案について質疑いただき、第3回の定例会

の中では議案としての基本構想についての審査を経て、10月3日の議会最終日に基本構想を議決いただいたところである。

基本計画については、あの時点ではまだパブリックコメントをしていたところであるが、その後パブリックコメントも終わり、パブリックコメントや市民説明会も経て必要な修正を行い、去る11月6日に市庁内の総合計画策定委員会における決定をもって計画が決定し、計画期間がスタートした形である。

本日は、主に9月26日の特別委員会でお示しした基本計画の素案からの主な変更点を中心にご説明をさせていただきたいと思う。お聞きいただいた資料であるが、ページ数が多くて恐縮であるが、まず52ページをお聞きいただければと思う。こちらは政策A施策6 確かな学力を育む教育の推進であるが、こちらの施策の目指す姿、左上であるが、こちらは特別委員会の中でも、ほかの施策と表現が統一されていないのではないかとといったようなご指摘もいただいたところであるので、もともとの趣旨を損なわないように修正をさせていただいた。もともとの文章では、文末のところ「児童・生徒の育成を目指す」だったものを「育成が行われている」といった形に修正させていただいている。

次のページをお開き願う。53ページである。こちらは主な施策の方向性が(1)から(4)までであるが、こちらについてはパブリックコメントでその順番を教育の理念や施策の原則論に通じるもの、その上でより具体的に・個別的なものにしてはどうかといったご提案を頂戴したところである。こちらについては再度検討させていただいて、パブリックコメントでいただいた趣旨とは異なるが、まず児童・生徒の能力、資質について記載している「思考力・判断力・表現力」といった部分、そして英語教育の推進、続いて児童・生徒を取り巻く環境の事業性がある部分ということでGIGAスクールの関係、最後に地域が関わる多様な学習機会という形で、施策の順番をパブリックコメントを受けて変更させていただいたところである。

続いて、58ページをご覧ください。こちらは計画の本編そのものではないが、今回先日の一般質問でも触れていただいているが、各政策6つの政策ごとに一つずつコラムを入れさせていただいており、58ページは子ども

関係の部分のコラムといった形である。この後、各政策ごとにその政策の最終ページにコラムを入れさせていただいているところである。

続いて、78ページをお開き願う。政策C施策5「社会教育」と「家庭教育支援」の充実であるが、この中の右側、施策の成果指標・目標値の⑤であるが、こちらもともと図書館利用者カード登録者数等は掲げていたのであるが、パブリックコメントで、この指標だと数年前にカード登録したが全然利用していないような登録者も含まれてしまうので成果とは言い難いのではないかといったご指摘があった。こちらについては、実は同じ問題意識もあり、最終的に米印で書かれているように2年以上図書館利用がないような数は除き、より実態に即した数値に修正させていただいている。

また飛んで恐縮であるが、112ページをお開きいただければと思う。こちら政策F施策1スマートエネルギー社会の構築であるが、右下にグラフが入っているかと思う。こちらは特別委員会でのご指摘だったが、カーボンハーフと言いながらも基準年となる2013年の数値が載っていないとハーフを目指していくといった部分がわからないのではないかとご指摘を頂戴したところである。そういったことも踏まえて、成果指標等は令和3年・8年・14年という形だったが、こちらについては基準年の数値も入れることでカーボンハーフを目指すのだといった部分の表現させていただいている。

ということで、ほかに細々と修正させていただいているところはあるが、主な修正点ということでご説明をさせていただいた。

なお、本日の資料については、素っ気のない、装飾のない資料となっているが、現在イラストも含めたデザインを加えている最中である。データ版ができたなら、おそらく年明けになるかとは思いますが、サイドブックにそちらのバージョンも掲載をさせていただこうと考えている。冊子については、版ができた後にさらに印刷をしてといった形であるので、さらに時間はたってしまうが、今回かなり部数を精査させていただいているのでお一人一部にはならないところではあるが、各会派の控室に何冊か置かせていただくようなことで考えている。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員　　今の冊子の冊数のお話であるが、各会派に配付してというのももちろんありがたいと思うが、実は議会図書室にたったの1冊しかないような形になっている。会派に配っていただくと、その会派を解消して時期がたってしまうと廃棄処分ということもあるかと思う。その辺りはまた議会でもどのようにやっていくのかを考えなければいけないと思うが、議会図書室に最低3冊くらいは配置していただいて必要な人はそこに見に行く、データ版はこの中に入っていると思うので、そういった形にさせていただいたほうが、各会派に配るよりはもしかしたらきちんと残っていくかと思ったので、そのことだけ申し上げておきたいと思う。

小形企画課長　その辺については、議会事務局とも相談させていただきながら対応させていただければと思う。

小林委員長　　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長　　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件の3つ目、「地域協創」の取組みと多摩市自治基本条例の一部改正について、市側の説明を求める。

田島市民自治推進担当部長　それでは、協議会案件の3番目をお願いしたいと思う。資料は、こちらの「地域協創」の取組みと多摩市自治基本条例の一部改正についてというスライドと、あともう一つ、自治推進委員会からの答申を参考資料としておつけしている。

では、最初の「地域協創」の取組みと多摩市自治基本条例の一部改正についてのスライドをご覧ください。2ページ目に、こちらの内容についてであるが、これまでの経過、答申の概要、これから主として取り組んでいきたいと思っているもの、今回大きくは3つの内容とさせていただいている。

3ページ目、これまでの経過である。9月の総務常任委員会の中でもこれまでの経過と状況報告についてはその都度お伝えしているところであるが、今第六次総合計画のご説明をさせていただいたが、第五次総合計画の第3期計画の中で、一番上の左にあるが、3つ重点課題を置いた中の一つに「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を掲げたので、こ

れに基づいて令和元年度から検討を進めてきたところである。今第六次総合計画がこの11月にスタートしたが、その中でも多摩市らしい地域共生社会の実現ということで、この協創に向けた取り組みについても第六次総合計画の中で位置づけをさせていただいているところである。あと自治推進委員会の中では、第7期の中でこちらの仕組みづくりについて諮問し、第7期の令和3年の秋に中間報告をいただき、引き続き第8期でもこちらを継続して検討いただき、ここで答申を10月にいただいたところである。答申の中身は後ほど説明する。

その中で、今回の自治基本条例や庁内での検討・議論と併せて、モデルエリアを最大4つになったが指定し、実践の場での検討も併せてしたところである。あと広報や職員向けの研修、また議会への定期的な報告についてはそちらに書かせていただいたとおりである。

今後について、一番右にあるが、市として、答申を受けて実際にどのように進めていくか考え方をまとめたものとして協創ビジョンを2月の終わりぐらいまでに策定したいと思っている。併せて、自治推進委員会からいただいた答申をもとにご説明するが、自治基本条例の改正を行ってまいりたいと思っている。

次、4ページ目であるが、まず答申の概要を幾つかのスライドでご説明する。考え方・背景等についてはそちらにあるが、自治基本条例は平成16年につくった条例である。20年たってこういった市民自治を推進していく上での課題等もいろいろ見えてきた。そこに青で囲んである高齢化がかなり進み、当時15%だった高齢化率も30%近くになっているし、ライフスタイルや働き方についても変わってきた。また、抱える課題についてもかなり複雑多様化しているところに加えて、ここでコロナウイルス感染症が入ってきたところで、さらにこういった課題が加速したところである。そういったところを受けて、市としては、これまで培ってきた市民主体のまちづくり等について、これを持続可能にしていくためには何らかの仕組みや仕掛けが必要ではないかということで自治推進委員会に諮問させていただいたところである。その中で、自治推進委員会としては地域協創、先ほど少しわかりづらいというご意見等いただいたが、地域協創と今



言っているものは仕組みや仕掛けのことを言っており、それに基づいて実現していきたい多摩市らしい地域社会のことを「協創社会」という言い方にしていきたいと思っている。仕組みとしては、そちらにあるが、子どもからシニアまで、いわゆる多世代が参画できるような、そういった参画、協働ができる、しやすい、誰もが楽しいと思われるところから始めて、そういった仕組みや仕掛けを通じて市民活動、地域活動が活発化していくような仕組みや仕掛けが必要ではないか、そのことを今「地域協創」という言い方をしている。これは行政が中心となって環境整備をしていくという考え方が審議会から示され、3つの柱と4つのしくみ・しかけがあるということで、具体的には右にあるが、3つの柱と4つのしくみ・しかけ、これが自治推進委員会から答申としていただいた内容であるので、後ほど説明する。そういったことをやっていくことによって最終的に協創という一番下の概念、将来的にはそういったことが課題解決につながり、まちの魅力や新たな価値の創造につながっていくことを目指していく、こういった地域社会を実現したいということを概念として言っているのが協創である。

今申し上げたことを、次のページ、5ページ目で図式化しているが、従来の行動、一番下、これまで行ってきた参画、協働は、20年たってかなり課題が見えてきているかと思っている。実際に参画できている世代が限られてきてしまっている、また、どちらかという行政の活動に参画する、この条例の仕組み自体がそうなっているので、わかりやすいところはそのように見えるが、行政活動に参加し、また、世代間の広がりがありすぎていないといった状況が当方の分析の中ではある。協働についても、どちらかという市の呼びかけに応じて市民や市民団体の方が一緒に活動・行動していただいているという事例が非常に多いということがまず課題かかと思っているし、当然市が呼びかけているので、何らかの課題があり、それを解決するために協働していくといった事例が多く、今の枠組みでやっていると地域の中になかなか負担感が出てきてしまっている。このあたりを横断的、バックキャストイング、また楽しいといったこちらの方向に変えていく必要があるのではないかと考えている。そのために必要なしくみやしかけとして、「地域協創」という言い方をしているが、3つの柱、「支える」

「つなぐ」「掘り起こす」という考え方のもとに、自治推進委員会の中では4つのしくみやしかけが必要ではないかと言われている。これで全てが解決するわけではないが、こういったことをやっていくことによって、先ほど申し上げた「協創」と今呼んでいる社会状態、地域の状態を生んでいきたい。いろいろな世代がその活動に参画し、いろいろな分野で協働が生み出されていくということが実現していけば、誰もがつながっていけるようなコミュニティというものをいわゆるプラットフォームという形で場や機会を、モデルエリアの中で提供しているが、新たな参画や協働といった行動が生まれるような場をつくっていく、これがこれからの市行政としての役割かと思っている。こういったことができるようになってくれば、一番上にある課題解決、魅力や価値の創造につながっていくのではないか。そういった状態を示すものとして今「協創」という言い方をしているが、こういったことをやっていく。「協創」という状態、確かに造語というか新たな言葉で当然まだなじみのない言葉であるが、市として掲げていく目標のようなものを明示して、こういったことに市として取り組んでいくことをできたら条例にも規定して進めていきたいと思っている。次の世代、若い世代と一緒にしていく何か理想とするようなものがあつたほうが、こういったことを進めるに当たってはやっていきやすいのではないかと市としては考えている。

次の6ページ目が、そのために必要な地域協創の部分であるが、実現したい状態を「協創」と言っていて、これに必要なしくみやしかけのことを地域協創、その考え方として3つの柱と4つのしくみやしかけを自治推進委員会から答申としていただいたところである。

次のページが、併せて自治推進委員会から答申をいただいた内容として、今申し上げたような「協創」や「地域協創」という言い方を条例には直接書いていないが、協創を生み出すために市として必要な環境整備をしていくということを自治基本条例の中に入らなければならないかということだけでいただいたのが次の7ページ目になるので、委員会からは協創の定義・考えた方、先ほど申し上げたようないろいろな世代にわたった参画、またいろいろな分野にわたった協働が生み出されていくことでつながり合えるよう

な、コミュニティがいろいろな場所で生まれて、これが広がっていくことによって最終的には課題解決につながり、魅力や価値の創造につながっていくことを「協創」と言うという定義づけをしたらどうだということをお願いしていて、そのために市としては必要な環境整備をしていくことに努めなければならないという規定も併せて入れることを提言としていただいているところである。

次のページ、自治推進委員会からの答申を受けて今後市としてどのように取り組んでいくかをまとめたのが8ページ目になるが、今いただいたような考え方と地域協創のしくみやしかけの具体案と条例改正について自治推進委員会からいただいた。こういった考え方、しくみやしかけをどのように進めていくかについては、これは市として進めていくことになるので、改めて（仮称）であるが協創ビジョンをつくっていききたい。考え方とロードマップが入ったものである。併せて、自治基本条例については今現在3月議会にご提案していききたいと思っている。こういった考え方やこれからの取り組みについては、下にあるが、先ほど説明させていただいた第六次総合計画にも考え方としては取り入れさせていただいているところである。これを令和6年度、令和8年度、令和14年度と、第六次総合計画の目標年度が令和14年度になるから、それに向けて市内全域に広げていききたいと考えている。

次の9ページが、今申し上げた市がやっついこうと思っていること2つのうちの 하나가ビジョンの策定になるが、具体的には答申を受けて、特に4つのしくみ・しかけについて市が中心となって進めていくべきだというご意見を自治推進委員会からいただいたので、協創職員制度、協創スタッフ、協創サポーターと言われているような、いわゆる地域応援する支援職員制度を入れる、第三者的に中間支援機能を担う団体による伴走支援、市でも地域の人たちでもない、第三者的に市を応援する団体による伴走支援という仕組みを入れる、今モデルエリアでやっているが、これまで地域の活動等に参加していなかった人も含めて、いろいろな世代、いろいろな方に、それは市外、また大学生等も入れた多様な世代がこのプラットフォームの中に入ってこられるような、そこから新たな活動等が生まれていくよ

うなプラントをつくる。また、これは議会からもご要望としていただいているが、そういった共助の可視化ができるようなツール、地域ポイントや地域通貨といったものがあることによって若い世代が入りやすくなるといったことも自治推進委員会からいただいているので、まずはこの4つのしくみ・しかけについて取り組んでいきたいと思っている。これが地域協創の内容である。併せて、協議会からも言われているが、なかなか機運が高まっていないということもあるので、市民向け、職員向けにも機運の醸成を図っていきたい。そういったことを書いていこうと思っているのがビジョンになる。

10ページ目になるが、今申し上げたような協創や地域協創という新たな概念やしくみ・しかけの内容、名前を出しているのでわかりづらいというご意見は多々いただいているところであるので、なるべくこういった市が目指していくことを分かりやすく説明したいと思って考えているのが10ページ目の、まだ作成途中であるが、左にあるようなイメージ図をできればつくった上で、市民の方々に説明したいと思っているし、ロードマップについても第六次総合計画の目標年次に合わせて具体的に今自治推進委員会から4ついただいているから、4つをどのような年次でやっていくかについてロードマップとしてお示ししていきたいと思っている。まだ作成中なので具体的にはお示しできていない。

次の11ページ目が、もう一つ主としてやっていきたい条例改正については、基本的には自治推進委員会からいただいた内容で条例に新たな考え方、定義として協創というものを盛り込み、協創を実現していくために必要な環境整備を市として行っていくことを第3条と第28条で追加するような改正をご提案していきたいと思っている。

一番最後、12ページ目になるが、今回条例改正を3月議会に提案することを目指して、今最初の説明会を行ってまいりたいと考えている。12月に16日、17日、20日の3回、これ先ほど説明したモデルエリアで中間支援機能を担っていただいた団体と協力しながら、1回目はコミュニティネットワーク協会、2回目は中央大学の国際経済学部の中村ゼミ、3回目はMichiLab若者会議と一緒に、セミナーとその条例を改正して

いくという説明会を併せた形で行っていきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時12分 休憩

---

午後 1時15分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

案件の3番の「地域共創」の取組みと多摩市自治基本条例の一部改正についての質疑からである。質疑はあるか。

岩永委員 一般質問でもやったが、そのときに聞けなかったことで今日の説明から聞く。まず今後市民の方に協創講座や協創セミナーもやりながら説明をするということであるが、予定では12月のこの年の瀬で市民の皆さんが非常に忙しいような時期にたったの3回しかやらないということであるが、これ以外に何か考えていることはあるのか伺いたいと思う。

田島市民自治推進担当部長 まず今回自治基本条例を改正していきたいと思っているが、案件としてはかなり大きな改正になるかと思っている。先ほどもご説明したが、これまで第7期、第8期の自治推進委員会で、条例改正だけではなく市民参画の一つの手法として、審議会として自治基本条例の改正も含めて議論を行っていただいた。今回、先ほども最後のページでご説明した協創セミナー、協創講座という形で条例改正に向けた取組みをしていくことについての説明会を三度行わせていただこうと思っている。併せて、12月18日からを予定しているが、パブリックコメントもこの条例改正に向けたご意見をいただく機会として設けていきたいと思っているので、基本的には今回のこの案件に対して、市民参画手法として、審議会とこの説明会とパブリックコメントの3つを行っていく予定である。基本的にそれ以上やっていくかどうかについては今のところまだきちんとした議論ができていないが、3月議会にご提案できるかどうかを最終的に判断していくのが1月から2月にかけてだと思う。そのときの議論の中では改めて何か必要なものについてやっていかなければいけないという議論があるかもしれないので、そのときにはそういった検討もしていきたいと思っている。

岩永委員

私、一般質問でも申し上げたとおり、自治基本条例は自治体の憲法と言われる位置づけのものだと思っているので、もし改正をするのだったらつくったときと同じように、全く同じようにとは申し上げないが、それなりにしっかりと議論を重ねていくことが必要なのではないかと考えている。確かに自治推進委員会で7期、8期と議論してきて、第六次総合計画の中でもこの協創については議論してきたのかもしれないが、それは市民の皆さんに本当の意味で開かれた議論をしてきたとはなかなか言い難い側面もある中では、この協創が非常にわかりにくいので、今お話をいただいて、確かに手続としては2つ以上の市民参画の手法を用いているということで条例の規則に基づいたやり方にはのっとっているかと思うが、それで本当に十分なのかについては改めて庁内でも議論する必要があるのではないかと考える。逆に言うと、これほどずっと簡単に議論するだけで改正案を議会に出せてしまうぐらい軽い条例だと思っているのかとも思った。

もう一つであるが、協創ビジョンの考え方、ロードマップを策定していくということで、協創という考え方を示しそれをやっていくのは行政だけではなく、市民も共にやっていかなければいけないし、もっと言えば私たち議会もやっていかなければいけないものだと思っているが、この協創ビジョンというものは、今ご説明いただいた中だと庁内だけで作成するということで市民の意見あるいは議会の意見を聞くような過程が見当たらないが、それについてはどのようにお考えなのか伺いたいと思う。

田島市民自治推進担当部長 今いただいた協創ビジョンについては、先ほどの資料の中でも8ページ、9ページ、10ページぐらいに書かせていただいている。今自治推進委員会からの答申を受けて、これはあくまでも市としてやっていく方向性や考え方、ロードマップを示したものとして協創ビジョンというものをつくっていきたいと思っている。考え方については条例にもかなり反映させていただこうと思っているし、定義、そのために必要な地域協創というしくみやしかけをやっていくということが大きな部分かと思っているので、ビジョンの中でこれから決めていかなければいけないのはロードマップだと思っている。ロードマップというのは、どちらかというとその協創という新しい概念、あるべき地域社会の理想の姿のようなものをう

たっているが、それに向けて特に主に市が中心となって進めていくしくみやしかけ、「地域協創」という言い方をしているが、これをどのように進めていくかをこのビジョンの中で規定していきたいと思っている。そちらの部分についてはどちらかという市の内部で策定していくものかと思っているので、今のところこのビジョンを策定していく上で、今回考え方の部分は条例改正とかなりリンクするので一定の市民参画手法は取っていく予定であるが、ロードマップの部分については今のところ市民参画手法を取り入れていくことは考えていない。

岩永委員         そういう整理の中で行われることはとりあえず理解した。それで、こうした取り組みをやっていくに当たってはきちんと現状を見ていかなければいけないのではないかと考えているが、私も今回第8期自治推進委員会の議事録を読んだが、例えば示している資料は提供されているが、参考資料等については全く共有されていない。そうした状況を解消する必要があるのではないかと、いろいろこうやって市の中で考えていって、そうしたものをポンとまた市公式ホームページ等に載せたりするのかもしれないが、もう少しきちんとその情報を提供する体制を整えたほうがよいのではないかと考えたが、そういったあたりはどうなのか。

田島市民自治推進担当部長     基本的には自治推進委員会に提出した資料については、市公式ホームページでも公開しているし、行政資料室にも出している。参考資料というのはあくまで審議のために必要な補助的な資料であるので、公開を前提としていない資料であるので、基本的な取扱いとして、参考資料については今のところ公開する予定にはなっていない。

岩永委員         参考資料としてどういったものが示されているのかについては、こちらからなかなか見ることができないが、実はこの中間支援の機能を担っていたいでいるその団体からも報告書のようなものが示されているのではないかと想定している。この中間支援機能を担う団体に市からも委託料が出ているのではないかと私は思っているが、その辺について確認しておきたいと思う。

田島市民自治推進担当部長     言われるように今回中間支援機能のあり方についても議論をしてきたところで、先ほども申し上げた4つのエリアをモデルエリアに指

定して、このモデルエリアでの実践も含めた検討をしてきたところである。その上で、この中間支援機能のあり方をどのように考えていくかということで、今3つの団体に4つのエリアを担当していただいて、そちらについては中間支援機能を一緒に考えていくためのパートナーとしてやっていただく業務委託を市から委託させていただいているところである。

岩永委員

市からどのような形で業務委託をされていてその団体が担っておられるのか、その団体のどういう契約をされているのかということもあるが、責任を持って中間支援団体がきちんとその現状を把握して報告をしていくべきであると思っているので、これがずっと参考資料のまま出されていて、それをベースにして議論がされていることについて、私は納得がいかないというか、きちんと中間支援機能を担った団体がそれなりにどのようにその地域を捉えているのか、それを踏まえてどのような議論しているのかというその道筋をわかるようにしていただきたいと思っている。と申すのは、決して安いお金ではなく、4つの団体に189万円で、令和3・4・5年であるから今3年間は少なくとも任しているのではないかとと思っている。

それで、これからも中間支援機能団体は市が育てていかなければいけないし、そしてまた、行く行くはこうしたものを地域が必要として地域のいろいろな自治会等の団体から委託されていく形が望ましいということが想定されていると私はこの議事録を読む範囲では思っているときに、本当にそういうことを、例えばどこまでこのビジョンの中に入れ込んでいくのかわからないが、そのようなことまで今決めてしまってよいのかというか、ビジョンの中に書き込むのか。しかも、そこに市民の参加もないのに行政のほうでこうあったらよいのではないかというようなことを書いてしまってよいのかと思ったから今伺った。中間支援機能団体がないと本当に協創はできないのか。中間支援機能団体がなければ協創ができないということについても十分な検証ができていない段階で、この地域協創という仕組みが必要だとして条例を変えていくことは、時期的にはもう少し後にしたほうがよいというか、現状をきちんと検証してからやっていくべきことではないかと思っているが、なぜそれを急ぐ必要があるのか。

田島市民自治推進担当部長 一般質問のときにもお答えしたかと思うが、必ずしもその条



例を改正しなければ今回のこの協創に向けた取り組み、地域協創と言われているしくみやしかけづくりに市として取り組めないわけではないと思っている。こういった協創、先ほども説明させていただいてわかりにくいというご意見もいただいているところであるが、第六次総合計画も今回改定させていただいた中で、これからの10年先、20年先を見据えて、多摩市としての地域共生社会のあり方、つながりが必要、横のつながりの重要性といったところを掲げて、こういった協創のような新たな目指すべきあり方をお示しして、それに向けて市が中心となっているいろいろな取り組みを進めていこうという姿勢を示していくこともこれからの若い世代にとっては、今まではあまり地域とのつながりがなかったような世代に向けても発信できると思っているので、やらなければならないというよりも、やっていきたいという意味で今回ご提案をしていきたいと思っている。

岩永委員

私は、一般質問と重なるが、協働で見えてきたその課題のようなものが、先ほども図のところに従来の行動ということでこれまでの参画やこれまでの協働というところに幾つか書いてあったかと思っているが、それを仕掛けてやってきたのは行政であり、行政側の物の見方だけで議論し過ぎなのではないかと思っている。

この協働というあり方も、自分たちがやってきたこと、自分たちのやり方を変えることによって新しい協働の仕方のようなこと、もっと縦割りではない協働の仕方を生み出せる可能性もあるのに、その可能性を閉じて、何か言葉を変えたりするだけで今までの協働の課題が解決できるような安易さを感じる。私は、協働というのは本当に一方的ではなく、縦割りではなく、参加できる世代も限定的にしないような工夫をしながらそれを重ねていくことによって、その先に言ってみれば協創で言っているようなあるべき姿が見えてくるのではないかと思っているから、ここで「協創」という言葉を盛り込まずにやっていくほうが条例としては望ましい形なのではないかと思う。

それこそ、何かのときにはとても変化が激しくて先が見通せないと言われる割には、この条例改正のことについてはこの先10年、20年を見据えてやっていくようなことを説明されるが、まさにこの地域協創というの

がしくみであり、しかけと言われたが、このしくみとしかけが本当に10年、20年と続いていくものとは私は思わない。そういう意味でも、もう少し慎重に議論していったほうが自治基本条例の改正についてはよいのではないかと思うし、3月までということ、しかもその方針を決定するのが1月の終わりから2月上旬ということで、まさに今回12月に行われる3回の市民説明会とパブリックコメントが終わった時期に合わせた段階で市の方針を決めて改正案にしていく、議会に提出していくというのは、少し乱暴な気がしたので、そのことについてもう一度お考えを伺っておきたいと思う。

田島市民自治推進担当部長 今かなり乱暴な進め方ではないかというような趣旨のご意見をいただいたかと思う。今回条例改正をしていきたいと思っているが、それは先ほどのスライドの11ページ目にお示ししているところであるが、今言われたように、地域協創のしくみやしかけの、例えば今回自治推進委員会から4つ提案をいただいているところであるが、そこまで細かくこれをしていく、これやっていくところまでは、当然これは時代によって変化していくものであろうと思うので、そういった細かい規定まではこの条例の中に、一番上の条例でもあるから、規定したいとは思っていない。ただ、協創という考え方を今回ご提示して、これを目指して市の執行機関、基本的には市長が一番重要であるが、市長としては必要な環境整備に努めていくというところまでをうたっていくことについては、これはおそらく10年先、20年先、よほどの環境変化や社会状況の変化がない限りあまりこれが変わるとは思えないので、こういったことを目指して市としてやれること、先ほども言われたように市が変わらなければいけないことはたくさんあるかと思っている。これまでの働き方、市のどちらかという縦割り組織を横につなげるような機構が出来上がっていないというところについては、今回協創スタッフ制度を入れていきたいと思っているので、そういったことについてはやっていきたいと思っている。それを必要な環境整備の中に入れて、これについては今回取り組んでいきたい、そこまでを条例の中に盛り込んでいきたいと思っている。

岩永委員 確認であるが、その環境整備というのは必ずしも自治基本条例に協創と

ということで盛り込まなくてもできるというのが私の確認だったが、それはその認識でよいか。

田島市民自治推進担当部長 それは先ほど申し上げた、必ずしも協創ということを盛り込まなくてもできるかと思っているが、今回は協創というものを提示して、協創という理想像を掲げて、それに向けてこういった環境整備をしていくという条項を入れたいというのが、今のところの市の考え方である。

岩永委員 私は、自治基本条例というのは、前文もあるし、その目的もあるし、こうしたところを見れば、ある意味で多摩市らしくどのようにやっていこうかということも十分に載っているかと思っているが、これだと不十分だとお考えになっているということでしょうか。

田島市民自治推進担当部長 不十分という言い方が正しいかどうかわからないが、規定してきた参画・協働については、平成16年当時の社会情勢の中で、こういった参画や協働の担い手の方が非常に多くおられた時期につくったものである。この時期、その制定当初の時期については非常に合ったものかと思っている。ただ、その後20年たって社会状況が変化した中で、なかなか今、参画なり協働の相手方になっていただけるような市民の方、市民団体の方が非常に限られてしまっていることが一つの課題かと思っているので、そういった参画や協働を縦に横にという言い方をしたが、広く多世代が参画できるように、また、いろいろな分野横断的に多分野で協働が生まれるようしくみやしかけをしていく必要がある、それが環境整備だと思っているので、この20年を迎えるに当たった機に、こういった規定を盛り込んでいきたいと思っている。

岩永委員 私は、前文に私たちは一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに誰もがまちづくりに参画することによって私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現を目指して自治基本条例を制定するというのがあると思うが、これがまさに多世代にわたって参画したり、多分野によって協働したりして皆がつながり合えるそのコミュニティがあって広がりを持って、地域課題の解決が図られるということにつながっていくと思うから、そのことをあえて「協創」という言葉で言い換えて定義をする必要性をあまり感じなかった。

だから、皆さんは、ここに書いてあることが「協創」という言葉であえてもう1回定義をしなければだめであるということなのであれば、きちんとそのことがどのように第8期の自治推進委員会の中で議論されてきたかをもう少し詳しく説明してもらいたいと思うし、まさに定義で市民と議会と執行機関がそれぞれの役割や責任のもとでまちづくりのために共に考え、協力し行動することというのは、それこそ今私がお話をしたようないろいろな世代がつながったり、いろいろな分野での協働ができたり、つながる地域共生ができるための必要な環境整備をやるということだと思う。

だから、この条例の中で不十分だという議論があるのだったら、その根拠をきちんと示してもらわないといけないと思うが、そうではなく、いや、この条例でも十分できると言われてしまうと、だったらこの条例の中で精いっぱい努力をして取り組みをされて、組織も変えていくわけだから、そのもとで取り組みをされて、その結果をまず見て考えるということが、この条例が自治体の憲法であり、そんなに簡単に変えるべきものではないのではないかとすることに照らし合わせても、必要なことではないかと思っているということである。だから、もしこの前文や条例の目的や定義ではここが不十分だというのがあったら、ぜひその不十分さがどう議論されてきたのかについて明らかにしていただきたいと思うので、もう一度伺いたいと思う。

田島市民自治推進担当部長 今言われているように、この現行の条例でもできることはかなりあるし、必ずこの条例を改正しなければ今回進めていこうとしている協創なり地域協創ができないものではないということは、先ほど申し上げた。ただ、今回のこの第7期、第8期の自治推進委員会中で議論となっているのは、私どもも、しくみやしかけが必要ではないかということで諮問し、答申をいただいたということもあるので、第7期、第8期については、このしくみやしかけの部分から先に入り、最後に協創という考え方が順番的には出てきたところである。今、委員からいただいたように、参画や協働というものはきちんと定義がされていて、考え方もきちんと整理をされて条例の中に規定されている。ただ、先ほども申し上げたかもしれないが、これまで参画と協働という考え方が示され、それが制定当初についてはき

ちんと機能していたのかもしれないが、今現在の多摩市の中では必ずしもこの参画・協働があるべき姿にはなっていないのではないかとというのが今回の第7期、第8期の自治推進委員会の中で議論になったので、何らかのしくみやしかけをしていく必要がないかということで、多世代の方が参画できるようなしくみ、多分野で協働が進むようなしくみ、そういうものを入れていく必要がこの時代には必要ではないか、それがこれからの多摩市を見据えての持続可能な市民主体のまちづくりには必要ではないかという議論のもとにこういった提案をさせていただいているので、市の考え方としては、そこを起点に今回提案をさせていただいているところである。

岩永委員

しくみとしかけをつくったりすることについて否定しているわけではないが、条例を変えなければそれができないのかというところが非常に重要なことであり、条例を変えなくても参画や協働がうまく機能していかなければ次のしくみやしかけを考えてきちんと環境整備することが市の責任だということは十分にこの条例の中で保障されているものだと私は理解している。だから、本当にこの「協創」という言葉を入れなければできないかどうかということについては考えたほうが良いと思う。

ただ、ここにある必要な環境整備というものが、例えば中間支援機能を育てる、あとはそういうものを置くことが地域協創なのだということで最初から既定路線でそういうものが走っていくと、ある意味でそれがなければ本当に自治基本条例で言われていることが実際にうまく機能しないのかについても疑問であるし、私は、中間支援機能を維持する、今のように地域に入っていく団体にお金を出し続ける根拠のように思えてしょうがない。

だが、地域にそういうものは本当に必要なのだろうか。もし必要であれば、自分たちで考えてやっていくのがまさに自治ではないかと思っていて、行政が全部お膳立てして環境整備をすること、それができないのだというものでもないのではないかと私は思っているので、そういう観点からも、今この条例の中に協創や必要な環境整備というものをやるべきだということを改めて一文付け加えていくような改正というのは、まだ今の段階では緊急性を持って必要だとは言いきれないということだけ申し上げておきたいと思う。むしろもっと議論が必要だと思う。

いぢち委員

今回の岩永委員の一般質問も含め、この間の議論を聞いていて、非常に平行線だなと感じている。我々の会派の考え方としては、いみじくも先ほど田島市民自治推進担当部長が言われたとおり、変える必要は必ずしもなく変えなくてもできるが変えてやっていきたいのだという意思是伝わってきたが、私たちは少なくともこの自治基本条例はそういう理由で変えるべきではないのではないか、今議論がその方向に行っている。つまり、どうしても変えなければ多摩市の自治が成り立たないというぐらいのことでない限り、自治基本条例を変えらるべきではないと考えている。変えなくてもやっていけるのだというお言葉がある以上、ある意味結論が出ているかと思う。

あともう一つは、今回もこのように自治推進委員会の答申とそれに基づいた条例改正まで対等に書き込まれた市側の資料が出てきた。ただ、どこを読んでも、「協創」という言葉は出てくるが、その協創を進めるためにこれだけ自治基本条例の改正が必要なのだという根拠を私は読み取れなかった。自治推進委員会の中でもそういう議論があるならば、私も示していただきたいと思う。少なくとも今ここにある資料の中にそれはないと思う。あるのであれば示していただきたい。

もう一つは、中間支援組織というのは非常にわかりにくい。抽象的なことしかまだ始まっていないのでそうなるかもしれないが、例えば社会福祉協議会の職員さんがこういう仕事をする、生活福祉課のケースワーカーたちがこういう仕事をするというような具体性が全くなく、M i c h i L a b等のお名前が出てきているが、中間支援とは何を増進するのかも正直わからない。私は今回の地域協創構想やその前の地域委員会構想や地域担当職員は多摩市の未来のために必要だと思っている立場である。ただ、その私の目から見ても、まだ非常に抽象的であるし、このことをもって自治基本条例を変えらるのだと言われてもなかなか納得しがたい。特に参画や協働がなかなかこの多摩市の中で実現していない、だからこそ協創という考えをつくり出してそれでやりたいと言われたが、それだったら、いわゆる参画や協働が成り立っていない中で新たに協創ということを始めるとさらにハードルが高くなると思う。そのことに挑戦するために自治基

本条例を変えるというのは本末転倒ではないか。むしろこの先協創を進めていって、多摩市ではそのことが非常に活発になり、これは本当に多摩市ならではの市民の活動である、この地域協創というのは本当に素晴らしい多摩市ならではの財産である、これからやっていき花開かせていくことなのだということがわかってから条例に盛り込んでも十分間に合うのではないか。これが今の私の個人的な感覚である。いろいろ申し上げたが、戻って、この中間支援組織は、今わかる程度でよろしいので、具体的にどういうことをしていくのか。人とのつながりをつくる、つなげると書いてあるが、どういうことをやるのか教えていただきたいと思う。

田島市民自治推進担当部長 今日資料はあまり細かくはつくっていないのでおわかりいただけるところがないのかと思っているが、2つ目におつけした自治推進委員会からの答申の資料の11ページ目に、もしお開きいただけるようだったらこちらをご覧いただきたいが、第8期の自治推進委員会の中で今回必要だと思われるテーマを大きく4つに分けて議論してきたそのまとめが書いてあるところが答申の11ページ目のテーマ3、中間支援組織のあり方というところに今回の考え方が書いてある。

今回、大学のゼミとMichiLabという若者会議が母体となっている合同会社とコミュニティネットワーク協会という法人、その3つの団体と4つのエリアで一緒に取り組んできたところである。それをやってきて、ある程度どういったものが必要かをおおむねとまとめて書いてあるのがこのページになるが、中間支援機能を担う団体といってもいろいろ様々ある。そういった団体が持っている得意な分野やネットワーク、例えば若者会議MichiLabはかなり若い世代が中心の組織であるので、若い世代と一緒に何かをやってみたいといふとかなりネットワークがあるから、そういった持っているネットワークや分野は様々かと思う。そういったものを使って地域がやりたいことや解決したい課題といったものを、事案、どういったことをやりたいかに合わせて、その地域がやりたいこととその団体というネットワークを通じていろいろなところへつなぎ合わせたりするところが一番中間支援機能に期待する役割かと思っているので、そういったところは市の職員が協創職員として地域に入るが、それ以上に様々

な分野ネットワークを生かしたほうがよりうまくいくケースが多いかと思っている。かつ若者会議のようなところは自分たちでも事業をやっている、さらにほかの団体の支援をしている。そういうところが一番望ましい中間支援機能を担う団体のあり方かと思っているが、自分たちでも何か自己実現するための活動もあり、かつ例えばのケースであるが、この前もこぶし館まつりというお祭りがあった。以前はこうした祭りに若者会議は全然関わっていなかったが、青陵中学校に中間支援の一つのモデルエリアとして関わったので、若者会議がこぶし館のお祭りのサポート役に入って、かなり若い世代向け、お子さん向けの企画も中でかなりいろいろ一緒にやらせていただいた。事例としては小さいが、そういったものをどんどん生み出していくことを、この中間支援組織としては期待しているところである。

いぢち委員 MichiLab等、今回この資料の中で3つの団体が見えている。その人たちが自分たちのやりたいことをやりつつ何か支援をされると言われていた。その支援のところを具体的に伺いたい、どういった支援をしたのか、あるいはする予定なのか。

田島市民自治推進担当部長 具体的にはなかなか難しいところもあるが、例えば企画としてこぶし館まつりという事例を挙げて恐縮であるが、そこについては企画段階から若者会議MichiLabのメンバーは入っている。どういった企画を入れればいろいろな世代が集まり、世代参加型のお祭りになるかというところの企画の段階から入り、今まで当日のお手伝いとして大学のボランティアセンター等が入ることはほかのコミュニティセンター等でもやっていたが、あそこの違うところは企画段階から入っていくところが一番大きな具体的な支援かと思っている。

いぢち委員 今お話を伺っていて非常に感じたのは、この中間支援、今のところ見えているのはそういうお祭りやイベント、事業といったところでまちを盛り上げていく、つながりに努めて活性化するというイメージなのかと思った。非常に違和感があったのが、今ある意味すっきりしたが、私たちは会派でも委員会でも、例えば見附市の視察に行き、あちらのスマートビジネスを見てきた。向こうでも地域職員制度などを取り入れたりしていたが、そこで解決しようとしていることはもっと地域に密着した、まさに今地域が



困っている課題である。例えば公共交通の足がない、これをどうしようというようなことを話し合う。私がイメージしていた地域委員会というのはもう少し切実というか、今皆さんの暮らしの中で買物難民が出てきて、お店はあるがそこまで行かれない、あるいは多摩市の中でも地域公共交通の課題がある。介護保険を使いたくても使えない、介護の担い手がいないというような問題がある。そういったところを私は地域課題としてイメージしていたので、おそらくMichiLabにはそういう問題を解決するためにつながれる人たちがいないと思われる。

今私が申し上げたのは確かに市民の地域課題の中ではかなり重いもので、これから協創をやっていこうというときに、いきなりそれほどハードルの高いものからは始められないかもしれない。ただ、市側が少なくとも考えている道のりとしては、そういったのっぴきならない介護や生活支援、買物難民の方、地域公共交通の足をどうしようかという問題がこれからますます深刻になっていく。そういったものがモチベーションにあってこのことを進めていく、いきなりそこまで見据えて考えていただいているとは見えがたいものがある。このことについてのお考えを伺って、私の質問はこれで最後にする。

田島市民自治推進担当部長 出した具体例がこぶし館まつりやイベントだったので、そういうものが先行してイメージ化されてしまったのではないと思うが、当然それは一つの例として出ただけであり、例えば若者会議でもエリアミーティングや総務省とのワークショップもやったが、そういったところでワークショップをやる上でのファシリテーション役についてもMichiLabのメンバーにやっていただいたので、そういったところについても力をいただいているところである。

あともう1点、今いち委員の中では、そこはイメージとして多分私たちがやろうとしていることとかなり違うのではないかと思っているが、課題解決から入らないということの一つのテーマに持ってきている。どちらかというと目前に当然様々な課題が多摩市にもあるので、まず課題があつてその課題を解決するために何ができるかというやり方についてはこれまでやってきたし、各所管も縦割り組織であるから様々な課題解決に向け

て取り組んでいるかと思うが、私ども市民自治のラインが目指しているのは、必ずしも課題解決から入らないほうがよいのではないかというところを目指している。最終的には今回も、協創の定義の中にもあるが、将来的に最終形としては課題解決につながるという言い方をしているが、課題解決をするために何かをやるわけではなく、それは出口として課題解決につながるというところは一番目指していきたいと思っている。

今回どちらかというところこれまでの参画や協働で一緒にやっていただいた世代に対して発信していくというよりも、次の世代、若い世代がこういった地域の活動や市民の活動に入っていただくためにはどういったしくみやしかけが必要かというところから今回現状スタートしているの、どちらかというところその課題解決のために何か若い世代手伝ってくれないかというやり方については、少なくともあまり長続きはしない、より持続可能な形にはなりづらい、ならないのではないかと私たちは思っているの、どちらかというところ楽しい、「巻き込む」という言い方も使ってはいなくて「誘い込まれる」「誘い合う」という言い方を使っているが、そういったところから入っていかないと、そういった若い世代の活動というのは長く続かないのではないかと、それが長く続くことによって将来的な課題解決やまちの創造や魅力の発信につながっていくことは目指している。

だから、目の前の課題が何か協創や地域協創で解決するというのは、今のところ私どもが目指しているところではない。将来もう少し先を目指して、そういった活動の担い手になり得る市民層をつくっていくことが、私たちが目指す一つの目的かと思っているので、その辺り今イメージしているところに乖離があるのではないかと思っている。

岩永委員

長くなるのでぜひ別の勉強会等をやりたいが、今言われたように楽しい、自治をやる、例えば問題を解決するということを言わずに人を育てていく場として本来は社会教育という機能があり、図書館や公民館という場で人材育成が行われてきたはずである。それは例えば今で言うと多摩市の映画フォーラムのようなものは十分に、この条例がなかった時代から公民館活動の中で人と人を結びつけ、そして伝統的に人も市も公民館が非常に協力しながらあれだけ大きな多摩市の魅力の一つになるようなイベントに育っ

ていることを考えると、今やろうとしていることが本当に今言われるような地域協創という仕組みをあえて条例の中に入れて環境整備をしなければできないことなのかについて、改めて考えていく必要があるのではないかと思う。公民館も50年ということでこの間もたま広報に載っていたが、公民館としてそういうことがやれていないのかというような検証の中からきちんと公民館という組織を立て直してやっていくようなこともできるはずだと思うが、例えば自治推進委員会の中ではそういう全体をきちんと見ながらの議論というのはされてきているのか伺いたいと思う。

田島市民自治推進担当部長 全体を見て議論がされているかというところは検証が必要かと思っているが、少なくとも私ども今回第7期、第8期、これまでは第1期を除いて市からの諮問を自治推進委員会にはしていなかった。自治推進委員会の中で、自分たちがその時期の課題やテーマを見つけて、それについて議論して報告なり答申をいただくという形をとっていたが、今回第7期については、第3期のときにも同じようなテーマでやっていただいたが、その後の具体的な検討がなかなか進んでいなかったもので、今回はあくまでも協働を進めていくためのしくみやしかけ、しくみづくりについて検討いただきたいということにさせていただいたので、それについて少なくとも今回はきちんとした答申をいただいたかと思っている。それも含めた全体像まできちんと議論できたかどうかについては若干足りなかったところがあったかもしれない。

岩永委員 自治推進委員会は、その中で議論を重ねてきて一定程度答申を出すものだとして理解をしている。市長はそのことを尊重しなければいけないということも理解をしている。ただ、例えば第4期のことを思い出していただきたいが、市長が住民投票条例の制定について議論してもらいたいということを諮問して、それに対して常設型の住民投票条例が必要であるという答申をもらった。

だが、その後きちんと市の中で全体的な状況を皆さんで議論された結果、確かに自治推進委員会からは常設型の住民投票条例が必要だという答申はもらったが、すぐにその条例を制定することはしなかった。そういう尊重のあり方も私はあるのだと思う。だから、第7期、第8期と議論をしてき

た、確かに通算すると5年以上もの議論を経ていると思う。コロナ禍もあったので十分に議論ができなかったところもあると思うが。ただ、その答申を受けた市がどうしていきべきなのだろうかというところについては、第4期のときにそうであったように、きちんと庁内の中での議論を進めていくことが必要なのではないだろうか。今全体像については少し議論が不十分だったかもしれないと答弁があったと思うが、私はこの自治推進委員会の方々、あるいは中間支援を担ってくださっている方々を含めて、多摩市が図書館で、あるいは公民館で、あるいは児童館で、それ以外のところでも私たちのまちの自治を進めるための取り組みはいろいろなところで行われているが、それに対するある意味での情報収集のようなことについてはなかなかし切れていない部分もあるのではないかと思う中で、今度自治推進委員会からの答申を受けて引き受けてやっていかなければいけないし、内部の議論が本当に足りていないのではないかと思う。逆に言うと、本当に公民館や図書館やもっとそれ以外の場でこの協創というものをやるために今ある仕組みでどのようにやれるのかを考えなければいけないと思うし、ファシリテーターを中間支援の機能に任せたとするが、それこそ何で任せなければいけないのか。何で市の職員が直接ファシリテーターのスキルをもっと磨いて自分たちでやれるということを考えないのか。そういうことも含めて考えていかないとそれこそ先に続いていく仕組みにならないと私は思っているので、ぜひ委員長には現状を、私たち委員会の中でもまだ本当に共通見解として地域協創とは何か、協創とはどのようなことかを皆が言えないと思う。

協働のときには少なくとも行政も議会も市民もそれぞれの役割や責任のもとで一緒になって地域づくりをやっていくのだということがあり、それが年月たって、先ほど三階委員が言われたように市民に頼り切っている面が多過ぎるのではないかというものもあるから、そういうところも見直していかなければいけないと思う。そのようなことも含めてきちんと議論をしないと、これが本当に例えば3月議会に条例提案がされてずっと自分たちが通せるぐらい安易なものでもないし、簡単なものではないと私は思うので、ぜひ委員長には、私たちでも考える機会を持っていただきたいとい

うことをこの場で申し述べておきたいと思う。意見として言うておく。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

次に、案件の4つ目、聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて（状況報告7）、市側の説明を求める。

大島行政管理課長   協議会の案件4である。聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりについて、前回9月に報告して以降の動き等についてご報告をさせていただく。資料の2ページ目をご覧ください。

前は、エリアマネジメント方針の設立ということで、9月11日に設立したというところまでお話をさせていただいている。その後というところで、9月27日にエリアマネジメント法人と市との間で聖蹟桜ヶ丘エリア活性化の推進に関する連携協定を締結している。本協定では、かわまちづくりの推進及び聖蹟桜ヶ丘駅周辺エリア全体の活性化を図ることで地域の持続的な発展に資することを目的とした協定として締結している。

10月にはかわまちびらきイベントを実施して、芝生広場とキッチンカー駐車場の供用を開始したところである。かわまちびらきイベントについては2日間を予定していたところであるが、残念ながら1日は雨天により中止となっているところである。その後、今後のところであるが、今月下旬には立体横断施設が完成予定というところ、また、3月頃に立体横断施設に接続する動線が民間のショッピングセンターの駐車場と連結することが予定されている。

続いて、3ページ目である。9月の本協議会で報告した内容がここに書かれているが、2番目のところ、ロゴマークについてである。前回人気投票をして決めるということでお話しさせていただいていたが、人気投票の結果を踏まえて、かわまちづくり協議会でもご報告させていただいて決定をしたというところで、このページの右上のところ、せいせきカワマチという黄緑と水色とピンクのマークがせいせきカワマチのマークということに決定をしている。本マークの使い方等については、ガイドラインを定めて申し出をいただければ使えるような仕組みにしていくというところで、

ホームページ等で今ガイドラインを公開して使いたい方には使っていただけるような形をとっているところである。

続いて、4ページ目である。芝生広場の利用開始と今後の方向性というところで、まず芝生広場とキッチンカー駐車場については、先ほども申し上げたとおり10月より供用開始しているところである。キッチンカー駐車場の利用は、10月以降民間の方から使っていただいている、少しずつ使われている。また、広場も幾つかの団体からお声がけいただいて、この12月に入って9日、10日とイベントを少し実施させていただいているところである。また、エリアマネジメント法人によってこの広場で使えるような遊具、そこでくつろぐために使っていただくようお願いすだとか、そういったものの貸し出しも始まっているところである。

2つ目の黒丸のところでは現在の芝生広場について少し書かれているが、下の写真の緑色の部分が昨年度市で整備した芝生広場の範囲であり、こちらではできるだけ芝生を傷めないような使い方をしていきたいところである。ただ、エリアマネジメント法人としては、今後ドッグラン、バーベキューなど収益事業として実施できるエリアも必要であるので、これまで社会実験では一ノ宮公園のエリアを使わせていただいたところで、そちらのエリアを今後営利行為等を行うときに使っていきたいと考えている。このため、一ノ宮公園の範囲を少し狭めさせていただいて、その狭めた部分を広場に繰り入れることを今後させていただければと考えているところである。このことについては生活環境常任委員会にも次回ご報告させていただくことになっている。

5ページ目をご覧願う。広場の使い方というところで、今申し上げたとおりエリアAという新しく整備したエリアについてはなるべく芝生を大事に使っていきたいということで、できる行為として、この写真で言うと右上と左側に使用区分①②とさせていただいているが、比較的芝生にダメージの少ないような使い方、例えば遊具で遊ぶ、そこでヨガをする、そういったような行為については、この①と②の新しく整備したエリアを使っていきたいと考えているところである。今既存の一ノ宮公園から広場に繰り入れたいというお話をさせていただいたところが、使用区分③に当たるよ

うな、ドッグラン、バーベキュー、たき火といった行為については、少しこういうこともできるようなエリアをといてところで一ノ宮公園から範囲を変更させていただければと考えている。一ノ宮公園については、現在このエリアについて測量を行った後、エリアの変更手続を取っていかうところである。

6 ページ目は、9月の協議会にもお示しした資料となるが、こちら現在芝生広場での利用を開始したというところで、真ん中辺のところ、STEP 2 というあたりに入ってきたかというところである。エリアマネジメント法人による芝生広場等の活用も開始したところである。今後そこでの活動をまち全体に広げていくというところで、どのような取り組みができるかを地域とも連携しながら詰めていきたいと考えている。

7 ページ目、太字になっているところが前回から少し変更をかけているところになるが、中段のところ、サイクリングロードを年度内に何とか整備できないかということで今国土交通省と協議を設置しているところになる。また、右側10月から12月、1月から3月のあたりのところであるが、今申し上げたとおり河川敷芝生エリアのところでは広場の範囲の拡大を検討して進めているところである。また、国交省協議というところでは河川空間のオープン化の手続を進めているところで、河川空間のオープン化というのは、前回の資料でも少しお示しさせていただいているが、河川敷は基本的に営利行為、収益事業等はできないところになっているが、これを正式にできるようにするという手続である。民間事業者によるそういう収益事業などもできるように手続を取っていくというところで、こちらについても国土交通省と今協議を開始したところである。年度内にはこの手続を終えて、正式にあそこでいろいろな使い方ができるようにと考えているところである。

8 ページ目については、10月に行ったかわまちびらきイベントの様子ということでご覧いただければと思う。一日のイベントで千人弱の方にお越しいただいて、マルシェ、また中学生による演奏、こういったものでいろいろな方に来ていただいて少しにぎわいづくりに必要なことができた、また、こういう使い方ができるのだということを少しずつお示ししながら

今後の活動にさらにつなげていきたいと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 確認であるが、エリアAとエリアBがあり、あと一ノ宮公園もあって続いているのかと思っているが、一ノ宮公園については「従来と同様に公園利用のルール」と書いてあるので、例えば一ノ宮公園からエリアAまで一体で使いたいという場合には、その使いたい人はどういう申請手続きをするのか。

大島行政管理課長 基本的に公園には公園の使用届が必要になり、広場には広場の申請手続きが必要となるところであるが、それが今、エリアマネジメント法人が広場の利用申請について受け付けていて、公園はまた公園緑地課に直接申請となっているが、このあたりを使う方の利便性を高めるためにマネジメント法人が一括で受けて、それを公園緑地課に申請していくような仕組みを今考えているところである。まだ実際にそういう使い方をしたいという方が現れたわけではないが、今後そういうことは当然想定される場所であるので、利便性を高めるような手続にしていこうとしている。

岩永委員 何かと2つのところに手続をしなくてはいけない等、いろいろなイベントのときにその煩雑さを伺うので、その辺りは解消してほしいと思っている。

もう一つであるが、利用を開始して人がたくさん来てくださることは喜ばしい一方で、私は実はその河川が汚れるというかごみの問題を非常に気にしているが、エリアAやBあるいは市の公園もそうだと思うが、ごみの関係でエリアマネジメント法人内のほうで何か議論されていることはあるのか、そのことを確認しておきたいと思う。

大島行政管理課長 ごみの問題であるが、以前は一ノ宮公園には結構草が生えていたが、今かなりきれいに整備されて見通しもよくなってということでは、なかなかそのごみも捨てられにくくなっているのかという印象を受けている。また、そこをきれいに保つということでは、エリアマネジメント法人においても、ごみ拾いイベントのようなことを行えるのではないかとこのところ、きれいに保っていくということが、皆さん来ていただくには非常に重要なところとなっているので、芝生の管理等含めて、その辺はエリ



アマネジメント法人も考えているところである。

岩永委員

日頃からきちんとその場を維持していくこともそうだと思うが、そのイベントがふえてくると、どうしてもごみもふえてしまうものなのかと思っている。その辺りをきちんと多摩市としては、そのごみを減らしていく、ごみのポイ捨てがなされないようにということも含めてすごく気を使っていることについては何かの際に伝えていただいて、皆さんの意識がただ人を集めてうれしい、よかったということだけではなくて、日常管理とともに、ある意味こういうそのイベントのときは、今ごみの捨て方のマナーも含めて来た方にお伝えができるよい機会だと思ったりもするので、そういうことも含めてぜひ伝えていただきたいということをご共有し、よい形でこのかわまちづくりが進んでいくことを希望している。

いぢち委員

今回更新された部分で今8ページ目を見ているが、先ほどご説明あった河川空間オープン化申請を年度中ということであるが、見込みとしてどうなのか、もう少し延びる可能性があるのかと、オープン化になったとして、そこでどのような計画を持たれているのか、少し下の1升空けて2升目のところに「必要に応じかわまちづくり計画更新・変更協議」とあるが、このオープン化の申請が通る・通らないによってこの計画更新の変更はさらに起こり得るのかを伺う。

大島行政管理課長 オープン化の申請については、事前の協議を進めている段階であるが、申請をすれば二、三週間で許可できるのではないかとこのところ国土交通省からはいただいているところである。この手続を進めるに当たって地元の方から、そこは収益事業等に使える場所なのだと認めていただくということで1月に聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会でもご議論いただいて、いいよというお墨つきをいただいたら申請をしようかと思っている。だから、2月には申請をして2月末にはオープン化の許可をいただけるのではないかとこのところである。

また、かわまちづくり計画の更新・変更協議については、今のかわまちづくり計画において、計画を変更することで何かメリットがあるのであればこういうことも今後考えていく必要があるのではないかと。例えばサイクリングロードの整備を今検討調整中というお話をさせていただいたところ

であるが、今国土交通省と協議をしている中で、まずはかわまちづくりエリアのところを整備していきたいと国土交通省からはお話をいただいている。そうすると河川も鉄橋のところでは計画の範囲が切れるので、そこまではまずやろうとなるが、その先がなかなか続かない、今すぐには続けられないことになってくる。その計画の範囲をさらに広げることで下流も整備していただけるのであればそういう計画の変更なども考えていく必要があるだろうということで、国土交通省ともそこら辺をまたお話ししながらであるが、今後そういうことも必要に応じてやっていこうと考えている。

いちち委員　　かわまちづくりは当然桜ヶ丘、関戸のあたりのことであるが、多摩市の兼ねての課題として、既存区域とニュータウン区域はしばしば断絶とは言わないが、なかなか交流の少ないものがある。そこへ今は第三層として民間マンションにお住まいの方、今回も新たにできたということがあるが、そういった方々は市長のよく言うシビックライフではないが多摩市にお住まいの皆さんの交流、そういった様々な人たちが、私はニュータウン区域に住んでいて落合であるが、そういったところからわざわざ桜ヶ丘へ遊びに行くと多摩市に住んでよかったということになるのではないかと思います、かわまちびらきに期待しているので、どうかよろしく願います。

三階委員　　6ページ、新たなハードの整備ということで場所が書いてあるが、先ほど立体横断施設や芝生という話があった。申しわけないが私は現場を見ていなくて状況等をまだ把握していない。現状どこまで整備して今後どうなっていくのか、ざっと教えていただければと思う。

大島行政管理課長　写真が少し小さくなって見にくいですが、5ページ目の写真でご説明させていただくと、これはまだ芝生を整備する前の航空写真となっているが、川と堤防の間に2カ所ぐらい白いものが見えている。これは国土交通省で整備していた40メートルと30メートルの階段がここに整備されている。右側、下流側の階段については、今縦の階段の両脇にウイング部分がつき、それは段差の大きな、60センチぐらいの段差で座れるような場所がつくられている。そこは国土交通省に整備していただいたところである。この両方の階段の間にスロープがあり、これはバリアフリーで河川に降りていけるようにということで自転車の方も通行ができるが、少し緩めのスロー

プがここについているところである。

下流側の階段の下のところには小さい緑の四角が2つついていると思うが、こちらは市で整備したキッチンカーの駐車場で、ここにキッチンカーを置いてそこで営業ができる。11月ぐらいから週に三、四回キッチンカーを置かせてくれという事業者さんがいて、そこで業務をしていただいたりところである。芝生広場は昨年3月に整備が終わり、今年の9月まで養生していたが、それがオープンになったのは10月である。エリアAというあたりがそこである。今これだと少し見にくいですが、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターの駐車場とC館、あいおいニッセイ同和損保の間に通路があるが、新しくサクテラスモールという商業施設ができた。

そこにつなぐ立体横断施設の整備が今進んでいるところで、今月下旬にはそれが完成すると聞いている。そこに京王聖蹟桜ヶ丘S.C.の駐車場からの動線がまた接続して、外から来た人も行けるし、駅から雨にぬれずにかわまちのエリアまで行ける。雨が降っていたら川には行かないと思うが、サクテラスモールまではそういう形で行けるような動線も新しくできてくる。そういった動線についても、京王を中心とした民間事業者様にあちらがかわまちであるというかわまちエリアへの案内誘導サインをつけていただいたり、駅を出ると駅の東口には床張りのシートが張ってあり、そこには聖蹟かわまちエリアは向こうであるという案内をしていただいている。

また、今議会の補正予算でもお認めいただいたが、現地の看板のようなものは市の予算で整備をさせていただく。そういった整備がハード面では進んでいるところである。

三階委員 聞いて大体わかったが、もう一つ、前にも言ったが歩行者と自転車と一緒にあって結構危ない。サイクリングロードの整備調整と書いてあるが、ここら辺はどうなっているのか。

大島行政管理課長 サイクリングロードは、できれば今年度中にはというところであるが、歩行者の分離がやはり課題であると認識しているので、できれば今後そういうルールも含めて、よく市長なども申しているが日野市と多摩市のルールが違うのではないかとといったところがあるが、多摩市の中ではこのように使っていただきたいというのをお示しできるように、スポーツ振興課と

かわまちエリアの所管である我々が協議をしながら今後そういうことも整備し、また市民の方にも使い方として表示できるように考えていきたいと思っている。

三階委員 　少し早めにはないが、そこら辺も整備していただければありがたいと思う。一番事故が起こるのがそこではないかと思っている。

　あと先ほどの階段のような座れるところは、一ノ宮公園にはないのか。というのは、あちらから下りてくる人が多く、既存のけもの道のようなところであったり、砂利道であったり、整備されていないようなところを下りてくる人が結構いると思うが、そこら辺は整備されないのか。

大島行政管理課長 　既存の階段は、たしか2カ所ぐらい土手のところにあったかと思う。1カ所は手すりがついているが1カ所は手すりがついていないのでそこに手すりをつけてほしいというご要望をいただいているところであるが、そこまではかわまちエリアとしての整備がなかなか進んでいないところである。公園所管とも協議させていただきながら、そちらも整備するかどうか、それはおそらく市で整備することになるかと思うが、予算の都合等もあるのでなかなか難しい部分があるかと思う。国土交通省には今までのところお願いしてきていない。今後考えていきたいと思う。

三階委員 　多摩市のお金であるからなかなかできないというのではなく、できたら住んでいる方のご要望を聞きながらある程度進めていったほうがよいと私は思った。ここだけではなく、どうせだったらこちらもやったほうがよい。何でそちらはできてこちらはできないのか市民の方もよくわからないと思うので、そこら辺はしっかり対応していただきたい。

　あと、気になったのであるが、もう一つ言われたことがあった。一ノ宮公園であるが、花壇に花がずっと植わっているが、あれはずっと継続していこうという考えがあるのかを伺う。

長谷川公園緑地課長 　一ノ宮公園は今、公園愛護会が花壇活動を行っておられ、引き続き継続しておられる。ただ、団体からは、課題として高齢化によってなかなか活動が難しくなっているというお声も聞かれるようになってきているところである。元気なうちはやってもらいたいと思っているが、ボランティア制度全体のあり方を我々は見直していかなければいけないと思っている

ので、そうしたところでも対応させていただきながら、引き続き花壇活動をやっていただけるうちはやっていただきたいと思っている。

三階委員 まさに私も愛護会の方に言われていて、課題はやはり高齢化してなかなか引き継ぐ者がいないのだということを言っていた。あの花壇で皆さん結構癒やされるというか、きれいだと思って見ている方は多いと思う。その点、引継ぎについて声をかけるなど何かしら対応ができないものか、市も関わってあげていただければありがたいと思う。その点を要望して終わりたいと思う。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、案件の5番目、学校法人日本医科大学永山病院の建て替えについて、市側の説明を求める。

本多保健医療政策担当部長 協議会の5番の学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、ご報告させていただく。資料をご覧ください。

本日は、前回報告した内容以降、具体的には8月31日以降の状況になるが、その状況を報告させていただく。

まず1ページ目であるが、1番のこれまでの経緯等については、こちらは2ページ目までにまたがって記載されているが、これまでの間市議会に報告させていただいた内容を時系列で積み上げて記述をしている。前回9月議会の総務常任委員会では、本年4月から8月までの間取り交わした文書内容を中心に報告をさせていただいた。

また、同じく2ページ目の下にある2番の現在の状況等について、その後の協議状況である。8月の下旬から11月30日までの間に、事務方による協議を5回ほど行っている。記述内容は大変簡単な内容になっているが、9月の総務常任委員会では、今年度取り交わした文書内容を説明させていただいたが、その文書で大変今建て替えに向けては厳しい環境にあるという状況のご説明を行わせていただいた。しかし、現在法人側では旧多摩ニュータウン事業本部跡地での活用を最優先に検討を行っていただいていることと、我々とも協議を継続されていることをご報告させていただ

て、引き続き多摩市内での移転建て替えが実現するよう協議を進めていくという考えである。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議案件の6番目、地方創生臨時交付金の実績報告(令和4年度)について、市側の説明を求める。

赤松財政課長 資料は全部で11ページあるが、まず1ページ目をお開きいただければと思う。令和4年度地方創生臨時交付金を活用した事業の内容について最終的な結果も含めてご報告をさせていただければと思う。

まず令和4年度に実施した事業の内容と効果であるが、1番の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の部分であるが、令和4年度においては、従前のコロナ対策に加えてコロナ禍における物価高騰対策への支援として、新たなその枠組みであるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたところである。これまでのコロナ対策に加えて物価高騰等の対策支援として新たな枠組みが令和4年度については創設されたというところがある。

それに基づいて2番目交付限度額であるが、コロナ対策分として本市においては約3億7,790万円、あと物価高騰対策として約3億8,535万5,000円、トータルで約7億6,325万円の交付金となることが示されたところである。

続いて3番目の対象事業であるが、本市の取り組みとして感染拡大防止策、市民への暮らしの支援など全部で22の事業に活用させていただいたところである。あと物価高騰対策については、エネルギー・食料品の価格高騰に伴う子育て支援、生活支援などの7事業に活用させていただいた。また、事業者支援においては、介護・保育施設、学校施設等への物価高騰対策支援等として9つの事業に活用させていただいた。

続いて4番目、事業種別ごとの経費であるが、まず、コロナ対策については全部で22事業で2億6,624万円の事業費決算額に対して、地方創

生臨時交付金 2 億 2,531 万円を充当させていただいたという形である。あと物価高騰等対策については、全部で 16 事業で事業費の決算額が 5 億 2,544 万円に対し、交付金から 3 億 8 1 2 万円を充当させていただいているところである。

あと事業費決算額を一番下に合計という形で書かせていただいているが、全部で 38 事業、決算額約 7 億 9,168 万円に対し 5 億 3,344 万円を充当させていただいたという形で記載している。

おめくりいただいて、事業種別ごとの取り組み内容の概要についてであるが、感染拡大防止対策以下 2 項目の取り組みの概要を記載させていただいている。

あと物価高騰対策等については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、以下 5 項目の取り組みの概要についてこちらへ記載させていただいている。

次に、予算執行の観点からの分析についてこちらに書かせていただいた。令和 4 年度は、当初予算編成後に 14 回補正予算を編成させていただき、とにかくスピード感を持って取り組みを進めることを念頭に置いて進めてきた。しかし、最終的なその執行額というところでは、交付限度額 7 億 6,325 万円に対し 2 億 2,981 万円を国に返還させていただいた。返還させていただいた要因であるが、こちらは想定以上に執行率が低かった場合におけるその事業全体の進行管理や返還も含めたリスク管理対策の徹底ができなかった等が要因であると、現状としては分析させていただいているところである。その結果を踏まえて、改善策も含めて検討をしていきたいと考えている。

あと、実施した効果として、取り組みの総合的な効果としては、コロナ対策については市独自の PCR 検査の体制確保によって不安解消の側面において効果があった。あと、こちらに記載させていただいている事業についても一定の効果があったと分析させていただいているところである。物価高騰対策については、学校給食等食材費の高騰分を支援したことにより、各家庭の負担軽減や消費喚起の観点で取り組みをさせていただいたキャッシュレス決済ポイント還元事業については一定の効果があったと分析させ

ていただいている。一方で、燃料費の高騰対策支援については、申請方法が若干複雑であったという要因によって当初の想定申請数に届かなかったという点も踏まえ、事業実施における課題も見えてきたところがあった。

最後、総合的な効果としては、情勢変化に応じたコロナ対策、物価高騰対策については一定の効果があったと分析させていただいている。さらに、事業によってはCO<sub>2</sub>の削減や事業者間の交流等、副次的な効果も上げることができたと分析させていただいているところである。

あと、先ほど38事業実施と私は申し上げたが、各所管課の分析内容については、5ページ以降に詳細を金額も含めて記載させていただいているので、後ほどそちらもご覧いただければと思っている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

三階委員 いろいろあり、とりあえず分析して実績報告があったということであるが、まさに今もいろいろやっているということがあり、今説明にもあったように改善策を含めて検討ということだが、実際今引き続き交付金だとかが出ている状況であるが、その現状についてこれがきちんと生かされているのか、その点について聞きたいと思う。

赤松財政課長 今回本年9月のときに、令和4年度の部分については、国から交付された金額、あと実際その事業のタイミング、東京都からの交付のタイミング等もあった中で、どうしても充当ができなくて返還したという経緯があった。今回その反省点も踏まえ、まず実施事業の事業費の総体金額、あと実際物価高騰対策といったところも含めて、例えば交付金の交付限度額が示されて、その事業費に対してどのぐらいの規模で予算も含めて編成するかという部分については、今回の反省点も踏まえて充当の事業も含めてきちんと交付限度額を使い切るような形での予算編成、あと事業費を組むというところで、今年度に入ってもそこは組ませていただいているところがある。今のところ事業費に対して交付金自体をずっと使っている、あと財政調整基金を取り崩して充てているような状況であるので、そこを踏まえて事業執行の進行管理をしているような状況である。

三階委員 それを踏まえて、今国から示されているような臨時交付金、経済対策として物価高騰に対しても今まきに出ていると言うが、それが生かされてい



るということでしょうか。

赤松財政課長　　まず委員が言われたように、ここで国の交付金の関係で11月2日に予算が成立した。可及的速やかにとという部分で、各自治体にも物価高騰に対しての支援というような形で予算を編成するように、緊急対応の認識として当然それらを活用していくということで私どもでも予算化を進めているところがあるので、その認識のところは当然危機感を持ちながらやっているところである。

三階委員　　せっかくできた国の交付金であるので、一生懸命使えるものはしっかりと使って市民の方に還元できればということだと思います。市民の皆さんもそれが使えるのかどうかなかなかわからない。例えば商店街といった部分については、実際現場に行ってみてアンテナ張っていると、もしかしてこの部分は使えるのではないかと、いろいろトライしてもよいのではないかと。もっと現場で直接の声を聞いて、もう少しこちらからアプローチして、今何に困っているのか、今は大丈夫なのかを聞いて進めていくことが非常に必要なのではないかと思います。そこら辺について再度伺いたい。

鈴木企画政策部長　　どちらかというと事業者の経済対策の部分のお話を頂戴した。今いただいたお話について市民経済部にきちんとお伝えさせていただいて、今後しっかり取り組みを進めてもらうように私から話させていただければと思う。

岩永委員　　私も今ここに書いてあることで思ったが、例えば申請方法が複雑だったから申請数が伸びなかったと書いてあるが、それが具体的にどういうことなのかまできちんと把握しておられるのかどうかを伺いたいと思う。

鈴木企画政策部長　　燃料費高騰支援金の部分のお話だと思うが、一番の要因は領収書のところである。というのは、我々どうしても役人であるのでいわゆる領収証を想定するが、今の時代はキャッシュレスで、クレジットカード払い等々、様々な決済方法がある。その様々な決済方法を想定した精算の仕方を想定していなかった。それで結局事業者の方からの問い合わせが多かったというところで伸びなかった。ある意味我々が今の決済手法をきちんと把握し切れていないところがあったと伺っている。

岩永委員　　その辺りがどうなのかをきちんと分析して次につなげていかないと、同

じことの繰り返しになってしまう。私も、行政に申請するとき本当に当たり前のことであるが領収書を添付したりするのでとても大変だということをよく伺うので、その辺りについてはぜひ改善をしていただくようお願いしておきたいと思う。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議案件の7番目、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、市側の説明を求める。

大島DX推進担当課長   案件の7番目、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてである。こちらについては、本年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布された。いわゆるマイナンバー法が改正されたところである。本改正の内容の一つとして、法の別表第2を廃止することが含まれている。これまでマイナンバーを利用した情報連携ができる事務をマイナンバー法に限定列挙していたところであるが、新たな情報連携が必要になった事務が発生した場合に、法改正をするのに時間がかかったりすることもあるので、法改正をまたずに迅速な手続ができるようにということで、その辺りを政令に譲るような改正を行ったところである。

本改正の影響として、本市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例において、法別表第2を引用しているような文言が幾つか見られるので、関連する記載を修正していくものである。大本の法律から別表第2がなくなることに伴っての条例改正である。

改正については、令和6年第1回定例会の議案として提案を予定している。本日は、事前の報告、情報提供ということでご説明させていただいた。

小林委員長       市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議案件の8番、マイナンバーの紐づけに関する総点検の進捗状況について、市側から説明を求める。

竹田情報政策課長 では、マイナンバーの紐づけに関する総点検の進捗状況について報告をさせていただく。基本的に資料の読み上げの形になるが、お付き合いのほどよろしく願います。

まず大きな1番目、経緯であるが、健康保険証や障害者手帳など複数の制度において制度側で管理する制度固有の番号と国で付番しているマイナンバーのひもづけの誤りがあったということが明らかになり、国は、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度について、ひもづけが正確に行われているか総点検を行うこととした。総点検の実施に当たっては、個別データの点検が必要な対象機関を整理する。行政だけではなく健康保険組合といったところも関係してくるので、その対象機関の整理を行うとともに、マイナンバーのひもづけ方法の実態把握調査を実施する。その結果を踏まえて、事務ごとに点検対象機関の整理が行われている。多摩市においては、実態調査を受けた結果、個別の点検の対象にしなくてよい、対象とはならない団体であるが、住民の方々の不安解消などの観点から、国の総点検の方法が示されているので、これに準じた対応で点検をしようとしている。今申し上げたあたりを簡単に書いたのが、国のこれまでの動きというところになる。

大きな2番目、実態調査についてであるが、国の調査の内容が、以下の①②③を確認するものだった。①マイナンバーを確認書類とともに取得をしているか、②基本4情報、氏名・生年月日・性別・住所、この全部の情報によって照会をかけているか、最後に、③基本4情報のうち一部の情報でマイナンバーの照会をしていたとしても、本人として特定できた場合のみひもづけを実施するなど、妥当な方向で特定しているか、このような項目で確認をしたところ、多摩市においてはこれ以上の点検をしなくてよいというOKを頂いたところである。

大きな3番目、総点検について。国の示した「地方自治体におけるマイナンバーの紐付け誤りに関する総点検マニュアル」がある。こちらにおいて、市区町村においては、住基システムと業務で使っているシステムを自

動連携していることが多い。自動連携している場合はひもづけの誤りが生じることは考えづらいということで、自動連携されたデータについて点検の対象外とする。しかし、住登外者等については個別の点検をしてほしいという流れがあったので、多摩市の点検はこれに準じて、都道府県、市区町村、我々行政で実施している事務であって、住登外者等を対象とすることにした。

少し飛んで、一番下に「参考」と書いてあるが、「住登外者」という言葉がよく登場するが、少し整理をさせていただくと、住民記録登録外者ということで、多摩市に住所がない方、つまりは住所を移動していない学生、地方から多摩市にお住まいであるが住所を移していない方、市外の福祉施設に入所されている、いわゆる住所地特例というような方々、DV等で避難している方、相続ないしは市内に不動産を所有する住民の方、住所不定の方等も含むが、こちらの方々。「等」というところには多摩市での該当はないが、含みとして使われているという認識である。

4番目に戻って、進捗状況である。現在点検は途中である。私たち多摩市は先ほど説明させていただいたとおり、国の指示による点検は不要な団体であるが、国の指示では一応11月末までに終わらせるようにと言われていたが、ベンダーの協力がないと点検作業が進まないところもあった。様々な調整を要しているところ、今はそのデータ抽出の作業中で、点検途中となっている。現時点においては、ひもづけの誤りがないか国提供の「点検ツール」を使って作業を行うことを予定しており、年内、今月中の完了を目標として進めているという、今の状況の報告になる。また、結果については、次回のタイミングを見てご報告をさせていただければと考えている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議案件の9番目、令和6年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について、市側の説明を求める。

藤浪総務部長 ナンバー9から12までは総務部になる。初めに、9番目の公契約条例

について総務契約課長から説明させていただく。

櫻田総務契約課長 それでは、9番目の案件になる。令和6年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について報告させていただく。

多摩市公契約審議会から、令和5年9月27日付「多摩市公契約審議会からの答申(令和6年度労務報酬下限額等)について(その1)」に基づき、令和6年度の労務報酬下限額等を以下のとおり決定したのでご報告させていただく。

令和6年度の公契約条例の運用に向けた基本的な考え方で、まず基本方針になる。ご承知のとおり令和6年度においては、従前の考え方を踏襲しつつも、地域別最低賃金額が今後長期間にわたり相当程度上昇を続ける見込みがあることも考慮して運営していくものとし、令和4年度の公契約審議会の答申に示された公契約条例の今後の課題・改善に向けた対応の方針にある課題についても引き続きその検討を行うこととするが、新型コロナウイルス感染症拡大における経済雇用への影響も引き続き注視しながら、臨機に対応していくという形で進めている。

また、業務委託及び指定管理業務に関する労務報酬下限額については、例年、翌年10月1日からの東京都の地域別最低賃金を想定し、所要の調整を行った上で、当該下限額を設定している。令和6年度の当該下限額については、東京都の地域別最低賃金額の従前の動向及び今後の上昇の可能性も鑑みつつ、経済・雇用等への影響も踏まえ、諸般の事情を考慮し、各業務の労務報酬下限額の増額状況等を考慮した設定としている。経過等について、別紙ということにつけさせていただいているので、確認をよろしく願います。

2番、この運用に当たっての考え方で、今回示させていただいている答申書その1の内容が、ここに書かせていただいている内容になっている。

まず1番の労務報酬下限額については、こちらの表のとおり金額等含めて全て決定させていただいたのでご確認をよろしく願います。

2番、多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合については、工事における熟練労働者と熟練労働者以外の方の割合になる。工事を受けるに当たっての割合を示させていただいているものになり、従事業種ごと

の総労働時間を基礎とする80%以上とする。こちらについては、熟練労働者を80%以上配置しろという意味になるが、こちらもこの対応で決定している内容になっている。

3番目、令和6年度の業務委託等の対象事業については、令和5年度の対象事業を基本的に継続という形と、もう一つが令和6年度の新規対象事業については今後の予算要求の状況を踏まえて検討するというので、こちらの内容も決定している。

続いて別紙を2ページつけさせていただいている。こちらについては、今年度の審議会の開催状況等の内容をまとめてあるものになる。今年度は予定等も含めて4回実施する予定でいる。3回目までは9月末で決定し、答申書その1までを対応決定するところまで行った。4回目については、こちらは来月1月上旬となっているが、日にちが決定している。1月17日水曜日3時から東庁舎会議室において審議会を開催する予定で決定した。資料は間に合わなかったが、日にちは決定している。市公式ホームページにも載せてある。こちらは傍聴もできるので、よろしく願います。

続いて2番目は、今年度の経過に伴った検討状況と今後の課題を簡単にまとめてあるものになる。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 3時02分 休憩

---

午後 3時20分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議案件の10番目、令和5年給与改定について、市側の説明を求める。

森合人事課長 それでは、協議会資料10、令和5年給与改定について、その資料に沿って説明をさせていただければと思う。

まず概要の大きな1番である。本年10月、今年の東京都人事委員会勧告の内容を記載させていただいた。大きく例月給と特別給ということで、

まず例月給分については公民較差平均0.88%、3,569円解消のため、給料表を引き上げ改定というところになる。内容については、初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引き上げ改定となる。全級全号給については、平成10年以来25年ぶりの引き上げ改定となる。特別給については、年間支給月数を0.10月、現行の4.55月から4.65月に引き上げ、勤勉手当に配分という形になる。

大きな2番、それを受けての多摩市の給与改定となる。まず月例給についてであるが、給料表については、令和5年4月1日に遡及して適用し、令和6年1月支給分から、以下の給料表を東京都準拠という形に改正するところになる。給料表の種類については4つある。行政職給料表(一)、これは事務職である。行政職給料表(二)、現業職員である。医療職ということで(二)(三)である。この4つの給料表を都準拠という形で東京都人事委員会勧告に沿って改定するところになる。

(2) 引き上げ改定の内容である。こちらの表については、給料表、それから級別に1号から最高号給までの改定幅を示した表になっている。先ほどご説明させていただいたとおり初任層に重点を置きつつとなるので、若い号ほど上げ幅が大きく、最高号給になるにつれ小さくなるようなことになっている。

続いて(3) 特定任期付職員の給料表で、これについても東京都人事委員会勧告を含めて給与改定となるので、多摩市の場合は今実績としては4号、特定任期付ということで弁護士資格を有する職員を任用しているので、その実績があるところになる。

(4) 差額支給についてである。今回の給与改定に伴う条例改正については、追加議案で最終日に審議予定となっているので、議決後に令和5年4月1日に遡及するため、令和5年4月から12月分までの給与等については差額分として令和6年1月31日に支給するところになる。

2つ目、特別給についてである。東京都人事委員会勧告のとおり、特別給の年間支給月数を常勤一般職0.10月、再任用職員はその半分の0.05月引き上げということで、常勤一般職については年間4.55月から4.65月、再任用については2.40月から2.45月となる。共に引き

上げは勤勉手当で実施するところになる。適用時期については、令和5年12月期の支給分からとし、令和6年度以降は6月期と12月期で等分するところになる。なお、改正条例の承認予定日が令和5年第4回定例会、本定例会の最終日となる予定になっているので、同年12月期の支給は改正前の条例に基づいて支給することになる。今回の0.10月の増額改定分については、給与等の差額支給と合わせて令和6年1月31日に支給するところになる。

3番、宿日直手当についてである。東京都に準拠するため、令和6年4月1日から1回の勤務につき6,000円、5時間未満の場合については3,000円とする改正を行うところになる。

その他である。会計年度任用職員の勤勉手当の支給についてである。地方自治法の改正により、令和6年4月1日から対象となる会計年度任用職員の勤勉手当を支給することができるようになることを踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については令和6年6月期から支給する方向で東京都や他自治体の状況を踏まえ支給時期や支給方法について今後検討を行わせていただき、所要の手續ということで来年3月議会に条例改正あるいは当初予算に計上していきたいと考えている。

最後大きな4番、今回の給与改定に伴う条例については2本ある。多摩市一般職の職員の給与に関する条例、それから多摩市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例については、追加議案として送付させていただくような予定にしている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議案件の11、多摩市特別職報酬等審議会の答申について、市側の説明を求める。

森合人事課長 それでは、多摩市特別職報酬等審議会答申についてということで、協議会資料11に沿って説明をさせていただく。

報酬審の開催については、9月議会の協議会で報告をさせていただいているが、このたび報酬審から答申が出されたので、その内容について資料



に基づき報告させていただく。

今回報酬審自体は全4回審議をいただいた。答申の内容については、まず項番2になるが、報酬額については据置きという答申になった。期末手当については、常勤一般職の期末勤勉手当の総支給月数と連動するという答申の内容になっている。

今後については、項番3案になるが、答申内容を踏まえ、市長が議会へ条例を提出するかの判断を行うところになる。

続いて、2ページ3ページ目については、実際の答申書になる。特に答申書の項番3の審議経過になるが、今回社会情勢として賃上げの流れがあることから、多摩市の特別職の給料月額についても上げるべきとの意見が実際あったが、物価高騰等による市民生活への影響が引き延びていること、他自治体の特別職の報酬等の状況、常勤一般職の給料表については、上位級、上位号の改定が微増であることなどから、給料月額については据置きとするような結論になった。一方、期末手当については、他の自治体との水準比較も踏まえ、社会情勢を速やかに反映するため、常勤連動とし、6月期と12月期に等分支給することが妥当であるというような判断となった。

実施時期については、令和6年4月1日としつつ、付帯として、今後の社会情勢の変化等を踏まえ検討するという意見をつけさせていただいているところである。

次に、参考資料になるが、項番1・2については、現在の報酬額、それから期末手当の特別職ごとの26市比較の表という形になる。自治体の規模もあるので一概にというわけではないが、報酬額については26市の中で大体中位の水準に位置しているところになる。一方で、期末手当については、議員については平成27年度、市長・副市長・教育長については平成29年度を最後に改定していないので、水準としては26市比較でいくと下位に位置づけられているのが現状である。また、半数以上の自治体が特別職の期末手当については常勤年度になっていることも一つの要因になっていると考えられる。

項番3については、今回の答申のとおり、特別職の期末手当を常勤連動した場合、年間支給月数4.65月で試算した結果の年収ベースの増加額を

記載させていただいた表となっている。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今後市長が議会に条例を提出するかの判断を行うとあるが、その判断はいつどのタイミングで行われるのかが1点と、特別職報酬等審議会の答申はここで見ていたが、どのような議論がされたのかという議事録がまだ市公式ページに上がっていない感じがしているのでその辺を確認させていただいて、議会の中でもし議論するとなるとここではなく代表者会議の場になるかと思うが、その場所でもきちんとどのような流れで議論が行われたのかがわかるようにしていただけるとありがたいと思う。

森合人事課長 まず議事録については、今ホームページ上には第1回の議事録のみしか上がっていない。大変申しわけないところもあるが遅れていて、これから全部市公式ホームページに上げさせていただければと思う。今第4回まで含めて作業をさせていただいているところであり、まとめて市公式ホームページに上げさせていただければと思っている。

それから、今後条例を上程するに当たってのタイミングについては、基本3月議会の条例改正の手続にのっとって上程させていただければと思っている。基本的にはその中でいろいろ議論していただくような形になるかと思っている。

岩永委員 なかなかお仕事も大変だと思うので、議事録をまとめる作業も気が遠くなる部分もあるかと思うが、私たちもきちんと経過を把握して議論していくことが必要だと思っており、できる限り早くアップしていただけるとありがたいのでよろしく願います。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件の12、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正予定について、市側の説明を求める。

森合人事課長 それでは、協議会資料12に沿って説明をさせていただく。非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例改正の予定についてになる。

まず1番、この条例の概要である。地方自治法第203条の2第5項の

規定に基づき、審議会や調査会、投票管理者等の非常勤特別職の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めている。

2番、今後の改正予定内容についてである。公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、投票管理者等の交代制が可能となったため、多摩市においても交代制に対応した報酬の支給に関する例規の改正整備を行うものになる。具体的に表をつけさせていただいているが、対象となる職種については4職種となる。投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人の4つになる。それぞれ現行日額が、投票管理者については1万8,100円、立会人については1万4,700円になっている。今後交代制となるので、従事時間の半分、ポイントとなるのは6時間30分以内を一つの基準とさせていただいて、その半分の日額それぞれ投票管理者については9,050円、立会人については7,350円を追記するような改正予定とさせていただいている。こういった改正をもとに、立会人あるいはその投票管理者の人材確保、あるいは従事していただく方の負担軽減につなげていきたいと考えている。

最後、改正時期であるが、令和6年3月の多摩市議会定例会に上程させていただいて、令和6年4月1日施行を予定している。

説明は以上である。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件の13、戸籍法の一部改正に伴う広域交付等について、市側の説明を求める。

磯貝市民経済部長 13番から16番の4件が市民経済部の案件となっている。個別の内容については各担当課長からご説明をさせていただくのでよろしく願います。

松下市民課長 協議会資料13をご覧くださいと思う。こちら戸籍法の一部改正に伴う広域交付等についてご説明をさせていただく。

戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月24日に成立、同月31日

に公布されている。これによって、新たに以下のとおり戸籍証明書等の取り扱いが変更となる。

まず1つとして、戸籍証明書等の広域交付で、現在戸籍については本籍地での請求となるが、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明書、除籍証明書を請求できるようになる。これによって本籍地が遠方にある方でも家や勤務先の最寄りの市区町村の窓口において戸籍が請求でき、1カ所の市区町村の窓口でまとめて請求できる。こちらについては、直系尊属、直系卑属の戸籍証明書等の請求となっている。

2つ目としては、戸籍届け出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減で、婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない市区町村に届出を行う場合でも、提出先の市区町村の職員が本籍地の戸籍を確認することが可能となり、戸籍届出時の添付が原則不要となる。

次に、マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略で、各種社会保障手続において、マイナンバーカードを活用することにより、行政機関において親子関係や婚姻関係等を確認することが可能となるため、これまで手続で提出が必要だった戸籍証明書等の添付が不要となる。こちら戸籍証明書等の添付が省略となる時期、手続などについては、その手続によって異なる。ケースによっては、引き続き添付が必要な場合もあるとされている。

次に、戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略で、オンライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに戸籍電子証明書提出用識別符号を提示することにより、戸籍証明書等の添付が不要となる。こちらについては、添付が省略となる手続、時期などについては現在未定となっている。

いずれも令和6年3月1日の施行となっている。

その他として、各証明書の事務手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づいて設定されており、こちらを一部改正する政令が令和5年12月6日に公布されている。これに伴い、手数料条例の改正手続について議会最終日に上程させていただく予定になっている。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員 5番の戸籍電子証明書のところでお伺いする。戸籍電子証明書提供用識別符号というものが出ているが、これまでも私たち、言ってみれば戸籍を持っている日本国民全員に振られていたものなのか。それとも新たにこのサービスのためにつくられたものなのか。

松下市民課長 この識別符号であるが、今回新たに設けられた符号になっており、こちらを請求される方が市もしくはマイナポータルを通じて申請をしていただくことになる。こちらの符号については取得後3か月が有効期限になっており、その都度この符号は変わってくるという形になる。

いぢち委員 ということは、今よくそうしたネット上のサービスなどでは一定期間用のパスワードや暗号などが配布される場合があるが、そういったようなものと考えてよろしいか。

松下市民課長 そのようにお考えいただいて結構だと思う。

いぢち委員 あと1点、今市もしくはマイナポータルでということだったが、マイナポータルでマイナンバーカードを使えばネット上でこの符号が取得でき、市の場合は窓口で何か紙面を提出することによってこれを請求するのか。

松下市民課長 言われるとおり、マイナポータル上だと電子でのやり取りとなり、市の窓口での手続は要しない形になっている。市の窓口で直接請求していただく場合、申請書等はまだ未定であるが、市の窓口で請求していただく証明書の形で、書面で請求された方にお渡しするような形になる。

いぢち委員 そうすると、マイナポータルの場合はおそらくそのまま普通に取得できると思うが、窓口で申請の場合、手数料等を取られることはあるのか。

松下市民課長 今回この戸籍の電子証明書の導入に当たり、マイナポータル上では市役所を介さないという形で手数料はかからないが、窓口での請求となると、戸籍については400円、除籍については700円の手数料がかかる。

小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件14、マイナンバーカードの状況について、市側の説明を求める。

松下市民課長 それでは、協議会14の資料をご覧いただきたいと思う。こちらは常任

委員会でご報告させていただいているマイナンバーカードの状況について、令和5年10月末現在の状況をご報告させていただく。

まずマイナンバーカードの申請率・交付率であるが、多摩市は申請率が84.8%、交付率が73.1%となっている。東京都の区部は、申請率が90%、交付率が75.3%、東京都26市平均だと申請率が86.9%、交付率が75.6%、東京都全体では申請率が89.0%、交付率が75.4%、国全体としては、申請率が87.6%、交付率が77.1%となっている。

次に、2番の各月マイナンバーカードの申請・交付件数であるが、令和5年10月については、申請件数が412件、交付件数が369件となっている。マイナポイントキャンペーンが9月末で終了したということで、申請件数・交付件数共にかなり落ち着いている状況になっている。

次に、2枚目は26市の状況になっており、これはまたお時間のあるときにご覧いただければと思う。

こちらのマイナンバーカードの状況については、マイナポイントキャンペーン等で申請率・交付率がかなり高くなったという状況もあり、常任委員会で毎回ご報告をさせていただいていたが、一定の状況から下がりつつあるので、今後については年度末で締めた後に常任委員会にご報告をさせていただくような形で現在考えているので、よろしくお願ひしたいと思う。

小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件の15、多摩センターわくわくプロジェクトの進捗状況(報告)について市側の説明を求める。

加藤観光担当課長 協議会資料15番をご覧願う。こちらはまちづかいを検討したまちづくりにつなげていくといったところで進めている多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的なご報告となる。本日は、9月議会以降の動きと今後の予定についてである。

まず公共施設のリニューアル状況であるが、10月21日土曜日に多摩中央公園のブックパークエリアがオープンした。オープン日については、

「TAMA TAMA Festival」の開催日でもあり、多くの方に知っていただくことができたのかといったところである。

続いて、事業の実施報告である。1ページ目、まずは第2回タマテクの開催と多摩ラボ（仮称）についてである。先ほどお伝えした「TAMA TAMA Festival」において、パルテノン多摩オープンスタジオを会場に、多摩まちづかいテクノロジー万博を開催した。スタートアップ企業13社の技術とサービスに関する体験展示を実施し、そこで多摩ラボ（仮称）の紹介と、スタートアップ企業とのディスカッションを公開の場で行ったところである。その後もパルテノン多摩5階の「あじと」と称する場所等でのワークショップ、多摩センターなどでの社会実験を実施しているところである。

続いて（2）第1弾まちづくりワークショップ&社会実験～レンガ坂編～実施結果についてである。2ページである。9月23日から10月14日までの期間のうち、3回にわたってまちづかいワークショップを行った。延べ71名のご参加をいただいたところである。多摩センター全体を対象としたまちのつかい方を考えるワークショップを第1回としてスタートし、「ハロウィンin多摩センター」として10月の終わりにレンガ坂で行う社会実験に向けて焦点を絞ってワークショップを進めたところである。

3ページ以降になるが、レンガ坂で行う10月28・29日の「ハロウィンin多摩センター」を非日常、10月30日から11月3日までを日常ということで、滞留空間の使い方、遊歩道の利活用ルール等についての具体的な検証、あと歩行者と自転車の安全な通行ルールの実効性に関するデータの収集、ほこみち制度活用の検証を目的に社会実験を実施した。通行区分の検討、レンガ坂リニューアルの際に整備したステージ、こういったところを活用して滞留空間づくりなども行ったところになる。その様子を写真で入れさせていただいている。

続いて、5ページの（3）と（4）になる。（3）まちづかい社会実験ということで「まちづかいオープンカフェ」を11月23日にパルテノン大通りなどで行った。

また、（4）多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校の「街なか路上期末テスト」、

昨年も実施したものになるが、こちらを12月8日に実施したところである。

(5) 読書フェスタについてである。11月3日・4日、多摩中央公園のブックパークと中央図書館で実施した。これは多摩中央公園、多摩センター連携協議会の連携事業で、本に親しむイベントとなっている。

ここまでご説明させていただいたように、市民、連携協議会などが多摩センターのフィールドで社会実験などを通じてまちづくりについて考えて実践する取り組みを進めているところである。

続いて、今後の予定に移らせていただく。6ページをお開き願う。3月に社会実験を予定しているが、そちらに向けて準備をしていくところである。現在3月の社会実験で予定しているものが7ページにあるが、3月11日から24日の期間で、パルテノン大通り、レンガ坂周辺、ハローキティストリートなどで、屋根かけ、植栽枡への簡易ベンチの設置、レンガ坂では10月の社会実験の結果、先ほどご報告させていただいたところを踏まえた安全・安心な通行空間に向けた実験などを行うことを予定している。そのほか、時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス、グリーンスローモビリティの運行実験も予定しているところである。

このような取り組みを来年度令和6年度中に策定していく多摩センター駅周辺のまちのビジョンと（仮称）多摩センター地区まちづくり方針の策定に向けて、関係課で連携しながら取り組んでいるものとなっている。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

ご報告をいただいてありがとうございます。毎回思うが、そのやったことはわかるが、やってその結果どうだったのか、例えば参加者がどれぐらいいたのか、先ほども交通量を調査したというのがあったと思うが、その調査の結果がどうだったのかがわからない。その結果を踏まえて最終的なビジョンに結びついていくのかと思っているので、まだ今年度は取り組みの途中で、昨年度も1月に活動成果の発表会をされたと思うが、その成果の部分についていつお示しいただけるのかをまず伺いたいと思う。

加藤観光担当課長 やったことについては、当然成果というか、どういう形でどのくらい



の人にご参加いただいて、どういったお声があって、どのようなところが課題になっているのか、それを踏まえて社会実験をしていきながら来年度のビジョンや計画に結びつけていくといったところで、今、委員の言われたことはもっともだと思っている。こちらは引き続き続けていくことになっており、今10月にやった部分についてはまとめがし切れていないような状況になっているので、またご報告できるところでさせていただければと考えている。

岩永委員

それからもう一つ、大変申しわけないが、資料を見て、その辺もあつたのかもしれないと非常に気になったところを指摘したいと思う。5ページのところ、多摩ラボを「あじと」という呼び方をしているように思われるが、「あじと」という言葉は、私も今インターネットで引いたが、アジテーションのポイントということで労働争議や非合法活動などをひそかに先導する秘密の指令場、転じて地下運動者の隠れ家、さらに転じて組織的な犯罪者の隠れ家とも言うというのが言葉の意味である。だから、会話の中で「あじとっぽく」というのは私たちも使うと思うが、この言葉を公文書に残して、皆で「あじとだよね」という確認をしながらやっていくのはあまり望ましくないというか、もう少し違う言い方でやっていかないと、開かれて皆でやっていこうという場にしていく必要もあるので、そのことを考えるとこの言葉の使い方が少し逆行するのではないかという印象を持ったが、その辺は議論されたのかどうかを伺っておきたいと思う。

加藤観光担当課長 多摩ラボを場所として常設という形には今できていないようなところもあり、多摩センターのバルテノン多摩の5階のところをお借りして今進めているようなところがある。以前にもご報告させていただいたが、多摩ラボは活動の場であるということでご説明をさせていただいたところであり、バルテノン多摩の5階の場所を本拠地としてあれを指して多摩ラボと言うという形ではないので、少し区別するために違う言葉を使おうということで使ったようなところがある。イメージの部分のところでは良かれと思ってであるが、言葉の意味は非常に大事なところになると今のご指摘を伺いながら思ったところもあるので、今後整理させていただければと考えている。

岩永委員       私も実は最初読み飛ばしていたが、6ページの4の(1)のところで「屋内(あじとほか)」と書いてあったので、最初「あじとほか」がどういう意味なのかを聞こうと思っていた。だが、よく見たらこれはきっと「あじと」なのだというのがわかったので、少しわかりづらいというか、イメージ的にはもう少し探すと良い言葉も見つかるのではないかという気がしたので、その辺りは議論していただけると大変ありがたいと思うのでよろしく願います。

小林委員長       ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、案件の16、特定生産緑地の指定について、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長   それでは、協議会資料16をご覧願う。こちらは多摩市内の生産緑地を特定生産緑地に指定したことについて報告をさせていただくものである。なお、生産緑地指定に関する取り組みについては、課税課、経済観光課、都市計画課の3課合同で行っており、また生活環境常任委員会でも同様なご報告をさせていただく予定である。

まず1番、特定生産緑地の指定についてである。生産緑地は、都市計画決定したことを告示した日から起算して30年を経過する日以降、所有者がいつでも市町村長に対して買い取り申し出ができるようになっている。このことに対して、平成30年4月の生産緑地法改正施行後、生産緑地を特定生産緑地に指定することにより、所有者が買い取りの申し出ができる時期を申し出基準日から10年延長することができるようになっている。

2番目、令和5年度に特定生産緑地に指定する生産緑地についてである。市内の生産緑地は、平成4年度から指定を開始したことから、30年後に当たる令和4年度から申し出基準日を迎えてきている。昨年度末から今年度初めに平成6年度指定のものと、平成7年度指定の生産緑地を対象として受け付けをさせていただいた。来年度以降については順次、平成8年度以降の指定について対象としていく予定である。

ページをおめくりいただいて、3番、平成6・7年度の指定の生産緑地に係るこれまでの経過についてである。令和5年1月10日から特定生産

緑地の指定申請の受け付けを開始し、4月7日まで受け付けをさせていただいた。その後、4月11日に多摩市農業委員会へ肥培管理の確認依頼をさせていただき、6月2日にそちらから回答をいただいた。その後8月と11月に都市計画審議会に付議をさせていただいた後、12月上旬に令和5年度指定ということで公示させていただいたものである。

4、令和5年度の特産生産緑地の指定についてである。指定申請受け付けの結果であるが、上の面積ベースのところである。まずA、申請のあった生産緑地が約0.8ヘクタール、B、今回の指定申請の対象となる生産緑地が約0.8ヘクタール、C、昨年度までに指定した特産生産緑地が約21.3ヘクタール、D、全生産緑地が約23.9ヘクタールである。今回の指定申請の対象となる生産緑地面積に対する今回の申請の割合であるが、こちらは100%全て申請いただいた状況である。全生産緑地に対する今回の申請面積の割合が3%、今年度までに申請済みの割合が92%となっている。

その下は参考値で申請者数である。今回の申請者数は5名で、全て申請であるので、対象者も同じ5名であった。全生産緑地の所有者数が108名となっている。申請者数の割合としては、今回対象の方については100%、全所有者に対する割合が5%となっている。

下の(2)に行く。特産生産緑地に指定した生産緑地で、今回申請のあった生産緑地は、指定要件を確認した結果、全て特産生産緑地に指定した。指定の面積、位置及び区画区域は4ページ以降に資料をつけているので、後ほどご覧願う。

ページをおめくりいただいて、4ページ以降にこちらのリストと指定図を添付させていただいている。

5、今後の予定であるが、令和6年、新年明けてから1月から4月でまた指定申請の受け付けをさせていただく予定である。対象としては、平成8年度指定の生産緑地で、平成7年度指定のものは全て申請済みであるので、平成8年度のみを生産緑地を対象に受け付けをしていく。

小林委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、17番、所管事務調査についてに入る。

6月21日の総務常任委員会協議会において、総務常任委員会の2年間のテーマを、市民生活と市の業務に関するDXについてとすることとした。また、9月12日の委員会において、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づけるかについては、今後の調査の進展を見て12月の委員会で改めて協議をすることとした。また、テーマに関連した先進市として10月26日に新潟県新潟市、10月27日に新潟県見附市にてDXの先進的な取り組みについて視察を行った。この視察を通してDX導入の効果や課題などの実際を学んだことでさらに調査を進め、その成果をまとめて市民にも報告する必要があると考えた。よって、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づけたいと思うが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小林委員長 それでは、所管事務調査に位置づけたいと思う。

本日、協議会終了後に委員会において所管事務調査についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただく。

なお、所管事務調査とする場合、議長に調査事項、調査目的、調査方法、調査期間を通知することとなる。調査事項は市民生活と市の業務に関するDXについて、調査目的は、6月21日の総務常任委員会協議会において決定したとおり、よりよい市民生活や効率的な市政運営をDXにより実現していくためにその効果や課題などを調査研究し、どのように取り入れるべきかを提案する、調査方法は委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は委員の任期中でよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

小林委員長 それでは、そのようにさせていただく。

以上で、協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 4時05分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

先ほど、協議会の中で、所管事務調査についてご意見を伺ったところ、総務常任委員会において市民生活と市の業務に関するDXについてを所管事務の調査事項とすることで意見がまとまった。本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。よってこの際、所管事務調査についてを日程に追加し、議題とする。

お諮りする。先ほど確認したとおり、本委員会は2年間のテーマである市民生活と市の業務に関するDXについてを所管事務調査と位置づけることとし、調査事項は市民生活と市の業務に関するDXについて、調査目的はよりよい市民生活や効率的な市政運営をDXにより実現していくためにその効果や課題などを調査研究し、どのように取り入れるべきかを提案する、調査方法は委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は委員の任期中としたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのように決定する。

それでは、早速であるが、10月に実施した行政視察の成果及び今後の調査の進め方などについて委員間の意見交換を行いたいが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長 ご異議なしと認める。それでは、委員間の意見交換を行う。意見はあるか。遠藤委員と岩永委員につくってもらって報告書が載っていると思うので、それも見ながらいろいろ感想等を言っていただければと思う。

何もないようであるので、私が口火を切ってよろしいか。率直なところであるが、新潟市については、市内のベンチャー企業や比較的規模の大きな企業がDXを使ってさらに一段業績を伸ばすようなことについて市として支援をしていくことになっていたと思うので、DXを使うことが苦手な

中小企業を支援していくということでは必ずしもないということがわかった。政令指定都市でもあり多摩市とはかなり規模が違うので多摩市にそのまま生かせるようなものではないのかもしれないが、ただ、市内の企業がDXを推進することについて市が何らかの支援をしていくことは非常に大事な観点かと思った。

それから、見附市についてであるが、市民に書くことをさせない窓口ということで、市で保有するデータを使用して市民に寄り添った対応していることは、多摩市の業務にも生かせるのではないかと思った。例えば住民票などの証明書を市役所でもらうとき、多摩市でもそうであるが、1階に記入台があって事前を書くわけであり、必要があればそこに立っておられる職員の方に聞くことができるが、慣れていないと結構大変だということがあると思う。

見附市ではそのような悩みを解決するために、市役所で持っている住民基本台帳などのデータを活用して、各種証明書や住民票の異動届などが必要な市民には直接窓口に来ていただいて、職員が市民から聞き取りをしながらデータをもとにパソコンで申請書をつくり必要な書類を発行することを始めていて、アンケートも出していたが、86.1%の方が満足と答えている。

実際に現場を見ているときにも、窓口に来た市民の方が免許証など自分を証明するものを持っていないことがわかった段階で、そういう市民に対していろいろ市で持っているデータを調べて、それで丁寧に対応するというのをやっていたので、ああいう姿はかなり良いのではないかと思った。全部で234種類の書類を書かないでもらえるようになっているということで、ぜひ多摩市でも具体化できる場所はあるのではないかと思った。

それから、私そこで見附市の職員の方に伺ったが、実は生活保護を申請するときに十何枚も書類を書かなくてはいけないがこれは結構大変で、しかもその書類を書き慣れていない例えば高齢者の方などが多く、それを書くのはかなり大変で、それにうんざりするのを申請を諦めるようなことにもなりかねないようなものだとは私は思っている。もし可能であれば、見附市ではまだ取り組んでいないということであるが、例えば多摩市で、今は

生活保護のオンライン申請なども言われている時代でもあるので、この辺は大いに取り入れて、現場がどのように考えておられるのか聞いてみないとわからないが、そういうようなことにも生かしていけるのではないかと感想として思っている。

ということで、一応口火を切ったので、もしご意見があればお願いしたいと思う。今後具体的なイメージとして、行政視察で得られた感想あるいは成果をもとにして、3月議会までにどこかで市の担当から、担当というところになるのか、課で言うと大島DX推進担当課長のところになると思うが、今市でどのように進めているのかと、私たちが視察で得たものを含めていろいろ具体化できないか、そういったヒアリングを一度やりたいと思っている。中間報告を3月議会ですらなくてはいけないので、それを行って、それを土台にして来年1年間どのようにやっていけるのかをいろいろ調査したり、必要な視察をしたりしてまとめていければと思っている。具体的な方法、これからの方向性についてでも結構であるので、意見を出していただければと思う。

岩永委員           この間松田議員も一般質問で生成AIのことを質問していたかと思っただが、前も少しお話ししたことがあるが、この分野ではいち早く取り組みを取り入れた横須賀市などにも視察に行って、今実際に市内がどのようになっているのか、取り組みを始めてから半年1年にもなると思うので、この冬の期間に行けるかどうかはわからないが、そういったことを勉強してもよいのではないかと。日帰りで行ける距離だと思うので、ぜひ皆さんで視察して現状を把握していきたいと思う。

遠藤委員           いわゆる行政側のDXの話と、もう一個議会側のDXの話があると思うが、行政側には多分提案してやろうかという話になると思うが、議会の中のDXは私たち自身でやれるところがあると思う。それに際してのICT推進PTとの兼ね合いというか所掌というか、どの辺まで我々が踏み込んでよいのか。例えば陳情や政策提案はメールでくれるが、その後の読み上げ等、ああいったものをオンラインで参加できるようにすることは、このマターなのかICT推進PTのマターなのか。

小林委員長           この際暫時休憩する。

午後 4時15分 休憩

---

午後 4時17分 再開

小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

いいじま委員 私どもの会派では、先ほど岩永委員が言われたように松田議員が一般質問で生成AIのことを取り上げていたが、横須賀市をはじめとしてChat GPTを試験的に導入して実施している自治体が出てきているので、今少し調べたところと言うと横須賀市のほかに茨城県の笠間市、埼玉県の戸田市、群馬県の藤岡市が試験運用を行っているということで、多摩市でもどのぐらい取り入れていけるのかを我々の視点から調査研究するのがよいと思っている。あと視察に関しては、特に見附市の待たない窓口ということで期待して見に行ったと思うが、身分証を持って行ってそこで結局向こうが入力してやっているような状態だったので、DXを使っているというのはまた少し違うような気もした。実際にDXというとマイナンバーカードをピッとしたらすぐに住民票が出てくる、印鑑証明が出てくる、そのぐらいいかないと本当にDXをやった意味がないということで、そういうところまでいけるのか、市とどのくらいできるのかを話していけたらよいと思っている。

岩永委員 今のことと関連するのと、あと小林委員長が先ほど市にもヒアリングをしたほうがよいと言われたが、そもそもDXを活用して何がやりたいのかというあたりも十分に伝え聞いていないところがあるので、その中で何か出てきたことで、ここは深めたほうがよいというのも何か見えてくるかと思う。

この間の答弁だと、例えば生成AIも便利であるし、そういう意味ではツールとして活用ができるかもしれないと言っているが、本当にそれをどのタイミングでやろうとしているのかはわからないわけである。それこそ非常に細かいことになるが、先ほどの自治基本条例の説明の地域協創のときにも、地域共助を可視化できるツールを導入する、それもDXの活用だというのが資料に載っているが、例えばそういうことも本当にどのようにやって地域共生のようなものに結びつけようとしているのか、幾つかいろ



いろな段階もあるかと思うので、早いうちにまず市からどのようなことを考えているのかを聞いて、庁舎建て替えの中の議論でも、これからは皆が来なくてもよいようにする分散型の庁舎のような話もあったので、一体何を考え、どのようなことをやろうとしているのかを早急につかんだ上で、先ほどの書かない窓口も、それがDXと言えるのかどうかも含めて皆で議論していったらよいと思った。書かない窓口は、私たちは結構遠いところまで見に行ったが、青梅市がやっているようで、いろいろなところのセミナーを見ると青梅市が頑張っているようなこともあったから、東京都内での取り組みであれば、そのようなところにヒアリングしたりするのも一つ手かと思った。

三階委員

今言われた近隣市に行く、あとは市側との意見交換、これはこれで本当によいかと思う。前に少し言ったのであるが、前に幕張市に実際にイベントを見に行ったが、ほとんどDXである。これからなのだろうなというのが確かにあって、何ができるかという、いろいろなことができると思うのであるが、我々もわからない。そうであれば例えばそのような詳しい方に何かしら聞かないと、こういうことも実はもくろんでやっていこうと思えばできるというのがわからないと、何かばらばらしてしまう。もしよかったらそういう適切な、誰がよいかわからないが、詳しい方たちにアプローチしていろいろなお話をすれば少し見えてくるというのがある。

いちぢ委員

ほとんど出ていて、私も特に今市庁舎建て替えの問題があるから、我々のこういった所管事務調査がそことリンクするような何か提言ができるようなことがあったらよいと思う。先ほどいいじま委員がマイナンバーのことに触れられていたが、ほかにも、今もう既に始めている例えば学童クラブの申し込みをオンラインでできるようにするといったようなこと。そうすると、今後調べていくときに予算的なことも調べていく必要がある。今特に三階委員が言われたような新技術、新しいものを取り入れると言ったらどのくらいお金がかかるのか。それから、市がどのようなことをDX化で実現しようとしているのかというところで、特にユニバーサルデザイン的なこと、あるいは私が健康福祉常任委員会にいたときにあったが、例えば聴覚障がい者の方のための手話通訳をタブレットでやる、あるいは多

摩市では今あまり現実的ではないが、外国人の方が結構多いので多言語通訳のようなこと、広がりはあるので、正直その中でどれをチョイスするのか、それは私たちだけでは決められないから市側との話し合い、その中で単に市側の話を聞くだけではなく、我々は市庁舎の特別委員会とも知見を共有しながら、では、市議会としてはどういうDXを求めるのか、そのことで市民に対してどういうサービスや利便性を提供できるのかということなどを常にやっていかないといけないと思う。

小林委員長

先ほどから目的を強調しているように、よりよい市民生活や効率的な市政運営をDXにより実現していくことが目的であり、それに沿っていろいろな調査をして議論し、一定程度原案をつくってそれを市側に示す。その中に議会に対すること、議会もこのようにしたほうがよいというのを含めてもよいと思うが、そのようにしていきたいと思う。

それで、今、岩永委員からお話があったように、市が今どのようなことをやろうとしているのか、DXによってどのようなことを目指そうとしているのかを一度きちんと聞いて、そこに今回の視察の感想というか得たことも含めてヒアリングすればよいと思う。だから、それを3月議会までの間に1月・2月でどこか時間を取ってやるということでもよろしいか。

あと、ほかの近隣市の視察ということもあったが、ヒアリングもやって視察もやってというのは、庁舎特別委員会の日程が怒濤のようにあるので、それをかいくぐっていかねばいけないので、2つやるというのはなかなか難しいと思うが、少なくともヒアリングだけはやりたい。あと、それを踏まえて中間報告を3月議会でやらなくてはならないので、それは3月定例会のこの委員会でも時間を取ってやって報告書をつくりたいと思う。

だから、近隣市の視察は、それを踏まえて来年の4月、5月、6月、その辺で考えてもよいかと思う。三階委員の言われた専門家の意見を聞いた幕張でのいろいろな展示を見学することも含めて考えていければよいかと思っている。それで、具体的にヒアリングを1月中旬から2月上旬ぐらいにかけてやりたいと思うが、向こうの都合もあるので、その日程調整は後でやりたいと思う。

以上で意見交換を終了する。

最後に、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をしたい  
と思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長      ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。  
以上で本日の日程は全て終了した。  
これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 4時28分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長          小林 憲一